

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際経済に関する取組に必要な経費				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑧
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	491,016	14,495,722	476,959	1,687,887	436,028
						<26,002,994>
	補正予算	969,301	▲ 2,279,400	123,888		
	繰越し等	5,635,068	2,704,174	0		
	計	7,095,385	14,920,496	600,847		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	5,827,939	13,969,494	433,904			

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際経済に関する取組に必要な経費					番号	⑧	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	690,855	436,028		
	●	2	一般	外務本省	分野別外交費	国際博覧会の開催誘致に必要な経費	692,150	0		
	●	3	一般	在外公館	分野別外交費	国際博覧会の開催誘致に必要な経費	103,348	0		
	●	4								
	小計						1,486,353 <>の内数	436,028 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催等に必要な経費	<>	< 25,568,440 >		
	○	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	201,534	< 434,554 >		
	○	3					<>	<>		
	○	4					<>	<>		
	小計						201,534 <>の内数	<26,002,994>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<>	<>		
	◇	2					<>	<>		
	◇	3					<>	<>		
	◇	4					<>	<>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						1,687,887 の内数	436,028 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際経済に関する取組			番号	⑧	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
該当なし								
合計								

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

平成 30 年度政策評価書

(外務省 29-Ⅱ-2)

施策名(※)	国際経済に関する取組					
施策目標	日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	491	14,496	477	1,688
		補正予算(b)	969	△2,279	124	
		繰越し等(c)	5,635	2,704	0	
		合計(a+b+c)	7,095	14,920	601	
執行額(百万円)	5,828	13,969	434			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の28・29年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
		*1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用	B
		*1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展	B
		1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	B
		個別分野2 日本企業の海外展開支援	
		*2-1 日本企業支援強化に向けた取組	B
		2-2 対外・対内投資の戦略的な支援	B
		2-3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組	B
		個別分野3 経済安全保障の強化	
		*3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保	B
		3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化	A
		3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保	B
		3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	B
		3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	B
		個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等	
		*4-1 G7・G20 サミットにおける我が国の貢献	B
		4-2 EU との対話を通じた関係強化(注3)	B
		4-3 OECD における我が国の貢献	B
		4-4 APEC における諸活動への貢献	B
4-5 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)への参加回数(注3)		B	
4-6 2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組(注4)	B		

(注1)評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の28・29年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び28・29年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

(注3)本指標は28年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は28年度のみを対象としたもの。

(注4)本指標は29年度から設定したため、右欄の達成状況は29年度のみを対象としたもの。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランプ政権下で米国が環太平洋パートナーシップ (TPP) から離脱した後に、米国以外の 11 か国で TPP 交渉をまとめ上げ、ルールや透明性に基づく地域経済秩序形成を主導したことは高く評価される。また東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) も同時に交渉を強化し、中国を含めた広域の経済秩序構築に参画した意義も大きい。欧州との関係では交渉妥結した日 EU・EPA の早期署名・発効を進めるとともに、BREXIT を控えた英国との経済連携を強化し、日本・英国・EU 諸国とのシームレスな貿易・投資関係の維持がなされることが望まれる。 ・この場合、評価結果は相当程度進展あり (B) となるのであろうが、外生的なこととはいえ、英国の EU 離脱や米国の TPP 不参加等の状況を踏まえると、さらには現下の米国トランプ政権による鉄鋼等に対する輸入制限の発動や輸入自動車に対する規制強化等の動向を踏まえれば、無条件に「相当程度進展あり」とする評価にはやや違和感が否定できない。 ・経済連携交渉について、TPP11 の発足を主導し、日欧でも大きく進展したのは評価できる一方、その内実を埋めていく作業が残っており、その局面におけるポリティクスを軽視しているように映る。例えば、TPP 協定を読む限り、TPP 委員会の発足・形成など、協定の履行上多くの課題が待ち構えているはずだが、次期目標の方向性打ち出しに、(日本にとって利益にかなう形での) その組織立ちあげ準備の側面が抜け落ちている。また、協定交渉の際、知的財産の高い保護水準を担保する規定が維持されたのはよいが (2-3)、批准後、関税を引き下げていく協定履行・実質化の過程で、知財だけでなく安全・環境その他の規制水準が低減しないような工夫が必要となるはずだが、その手の類の計画が進んでいる気配が文面からは見て取れない。 ・エネルギー分野における様々な施策について異論があるわけではないが、測定指標を会議への出席数にするのはどうかと思う。それで何が成就したのかが大事であって、回数で成果が測れるわけではないことは以前の評価でも指摘した。漁業についても同様。 ・条約の種類にもよるが、条約の締結、交渉の妥結について日本の貢献が著しい場合には高評価の要素として考慮してもよいのではないか (TPP11 など)。
------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>経済局</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成 30 年 8 月</p>
--------------	------------	----------------------	--------------------

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 195 回国会所信表明演説（平成 29 年 11 月 17 日）
四 世界の成長を取り込む
- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
六 外交・安全保障（積極的平和主義）
- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）
WTO を中心とした多角的貿易体制の維持・強化

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（一年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールの維持・強化する。
世界貿易機関（WTO）紛争処理、EPA 紛争処理及び投資仲裁について国際経済紛争処理室が中心となって、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

28 年度

年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、時代に即した新たな課題を扱うための新しい交渉アプローチを検討し、WTO 交渉を活性化すべく、積極的に取り組む。また、有志国による交渉（環境物品協定（EGA）、サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA））についても、年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献する。
- 2 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また他国の紛争手続や紛争処理制度の運用に積極的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 29 年 12 月に予定されている第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）で着実な成果を達成すべく、様々な場を通じて議論に貢献してきた。29 年 1 月にダボス（スイス）で開催された WTO 非公式閣僚会合では、各国が多角的貿易体制の重要性を述べると共に、MC11 に向けて、具体的で的を絞った議論を進めるべきとして、電子商取引等の課題があがった。我が国からも藪浦外務副大臣、中川経済産業大臣政務官、矢倉農林水産大臣政務官が出席し、藪浦外務副大臣からは漸進的かつ着実な成果をあげることの重要性等を発信した。また、第 9 回 WTO 閣僚会議（MC9）で合意した貿易円滑化協定（TFA）について、我が国は様々なマルチのフォーラムで早期発効への働きかけを行ってきたが、29 年 2 月に全加盟国の 3 分の 2 である 110 加盟国が受諾したことで発効に至った。

TiSA 交渉については、6 月及び 10 月の二度にわたって非公式閣僚会合が開催され、6 月会合には在ジュネーブ日本政府代表部大使、10 月会合には藪浦外務副大臣が我が国から出席した。また、28 年度は計 7 回の交渉会合に加え、中間会合や首席交渉官会合等も開催されるなど、年内（28 年中）の交渉妥結を目指し頻りに交渉等が行われ、我が国も積極的に貢献した。年内の実質合意は実現しなかったものの、各国は早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。

EGA 交渉については、28 年 9 月の G20 杭州サミット首脳宣言で合意した年内の妥結に向けて交渉を重ねた。28 年 12 月にジュネーブ（スイス）において開催された閣僚会合では交渉妥結には至らなかったものの、交渉参加加盟国は早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。

また、協定の履行監視の関連では、29 年 3 月に、2 年に一度実施されている WTO 対日貿易政策検討会合が開催され、我が国は、各国から提出された 670 問の書面質問に回答するとともに、会合では、ステートメントを行い、各国の我が国の貿易政策・慣行への理解を深めた。

- 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国は WTO の各種通常委員会の議題として取り上げ、各

国による説明を求めたほか、貿易政策検討制度や地域貿易協定での議論に参画し、このような措置の是正・撤回を求めた。また、G20 杭州サミット（9月）やAPEC リマ首脳会議（11月）において、首脳宣言により保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。また、WTO 紛争解決制度は、個別の貿易紛争を解決するとともに、それを通じWTO 協定を明確化することで、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱であり、当事国及び第三国案件や制度の運用に関する議論への参加等を通じて同制度に積極的に関与・参画を行った。27年度に違反認定を得た（1）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置では、8月、中国はアンチ・ダンピング税を撤廃した。26年度までに違反認定を得た（2）アルゼンチン-輸入制限措置については、アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正し、我が国として現在同改正措置の運用を監視中。また（3）ブラジル-税制恩典措置、（4）韓国-日本産水産物等輸入規制措置、（5）28年7月に新たにWTO 紛争解決手続に基づくパネルが設置された韓国-日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置につき、パネル会合への出席や意見書の提出を行う等、紛争解決手続が進行中である。さらに、新たに（6）28年12月、インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置等についてインドに対しWTO 協定に基づく協議の要請を行い、29年2月に日本はインドとの間で、WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を実施し、29年3月には、WTO 紛争解決機関において、パネル設置を要請した。

29年度

年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 交渉を活性化すべく、12月に行われる第11回WTO 閣僚会議(MC11)にて議論・交渉へ積極的に参加し、MC11で漸進的かつ着実な成果を達成することに貢献する。また、有志国による交渉（環境物品協定（EGA）及びサービスの貿易に関する新たな協定（TiSA））についても早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献する。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定（CRTA）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月に行われた第11回WTO 閣僚会議(MC11)では、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画及びTRIPSの非違反申立てに係るモラトリアムの延長が決定された。我が国が重視する電子商取引について、事前に河野外務大臣から発表した、情報通信技術（ICT）分野における今後3年間で330億円規模の支援のコミットもアピールしつつ、我が国は議論を主導し、米国やEU、途上国を含む71の加盟国が共同声明に署名し、今後の議論促進につながる大きなはずみをつけることに成功した。また、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化といったその他の今日的課題についても、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国による閣僚声明が、多数の加盟国の参加を得て発出された。また、本会議に加え、世耕経済産業大臣が初の日米欧三極貿易大臣会合を主催（岡本外務大臣政務官同席）し、第三国による市場歪曲の措置に対し日米欧が連携して対応する趣旨の共同声明を発出した。
また、EGA及びTiSAについては、28年12月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。
- 2 協定の履行監視に関し、29年度は、17か国の貿易政策検討会合（注1）及び4回の地域貿易協定審査（注2）に参加した。特に、貿易政策検討会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。
（注1）貿易政策検討制度：加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し、理解を深める観点から、WTO 協定に基づき、加盟国の貿易政策等について審査する制度。
（注2）地域貿易協定審査：WTO の地域貿易協定委員会（CRTA）において行われる地域貿易協定がWTO 協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。
- 3 WTO 紛争解決制度に基づく紛争処理においては、当事国案件及び我が国が参加する第三国案件において我が国の立場を踏まえた形での解決がなされるよう我が国の意見を主張するとともに、紛争解決制度の運用改善に関する議論へ積極的に参加した。我が国が当事国となった事案の進捗状況は以下のとおり。
（1）ブラジル-税制恩典措置：8月、我が国の主張をおおむね認めるパネル報告書が発出された。9月、ブラジルはパネル報告書を不服として上級委員会へ上訴したため、我が国も被上訴意見書を提出する等上訴手続が継続中。

- (2) 韓国-日本産水産物等輸入規制措置：30年2月、我が国の主張をおおむね認めるパネル報告書が発出された。
- (3) 韓国-日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置：28年7月、パネルが設置され、パネル会合への出席や意見書の提出を行う等紛争解決手続が進行中。
- (4) インド-鉄鋼製品に対するセーフガード措置：4月、パネルが設置され、パネル会合への出席や意見書の提出を行う等紛争解決手続が進行中。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標 1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標（一年度）

アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を，戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して，守るべきものは守り，国益にかなう経済連携を進める。

28年度

年度目標

- 1 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については，早期発効及び参加国・地域の拡大を目指す。
- 2 日EU・EPAについては，27年11月のG20アンタルヤ・サミットの際に行われた日EU首脳会談でも一致したように，28年のできる限り早期の大筋合意を目指し，交渉を加速化させる。
- 3 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，参加国首脳で28年内の交渉妥結を期待する旨表明したことを踏まえ，交渉を加速化させる。
- 4 その他，日中韓FTAなどの4つのEPA交渉も戦略的かつスピード感をもって推進する。
- 5 既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPPについては，12月にTPP協定及び整備法案が国会で承認・可決され，29年1月には国内手続が完了した旨を寄託国であるニュージーランド（NZ）に通報した。米国のTPP離脱後も，米国のTPP協定の経済的・戦略的意義を粘り強く説明するとともに，他の署名国とも議論を続け，TPPの推進に尽力した。
- 2 日EU・EPAについては，交渉会合を2回（4月，9月）開催した。11月には，交渉の早期妥結に向け，日EU経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議を立ち上げ，外務省を含む関係省庁で構成する日EU経済連携協定交渉推進タスクフォースが設置された。
- 3 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，閣僚会合を1回（8月），中間閣僚会合を1回（11月），交渉会合を6回（4月，6月，8月，10月，12月，29年2月）開催した。
- 4 日中韓FTAについては，交渉会合を3回（4月，6月，29年1月）開催した。トルコとの間では2回（6月，29年1月）開催した。カナダ及びコロンビアとの間では交渉会合を開催しなかった。
- 5 既存の協定の関連では，日シンガポールEPA，日メキシコEPA，日マレーシアEPA，日タイEPA，日ASEAN包括的経済連携（AJCEP），日フィリピンEPA，日インドEPA，日スイスEPA，日豪EPA，日モンゴルEPAについて，委員会等を計41回（4月，5月，6月，7月，9月，10月，11月，29年1月，3月）開催した。

29年度

年度目標

- 1 TPPについては，早期発効を目指して，日本が主導して議論をより一層加速化させるとともに，TPPから離脱した米国に対してもその重要性について引き続き働きかけていく。
- 2 日EU・EPAについては，29年2月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談及び日EU首脳会談（29年3月）でも一致したとおり，日EU・EPA交渉を精力的に推進し，可能な限り早期の大枠合意を，また，大枠合意後は早期署名・発効を目指す。
- 3 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については，28年9月のASEAN関連首脳会合の機会において，首脳レベルで，RCEP交渉進展の重要性を再確認した上で，迅速な妥結に向けて交渉を強化する旨が表明されたことを踏まえ，質の高い協定の早期妥結を目指して，各国とより一層緊密に連携しつつさらに交渉を加速化させる。
- 4 その他，日中韓FTA，日コロンビア，日トルコなどのEPA交渉も戦略的かつスピード感をもって

推進する。

- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPPについては、中長期的な米国のTPP復帰も念頭に、11か国によるTPP早期発効に向けて議論を続け、11月、ベトナムにおけるTPP閣僚会合において大筋合意を達成した。30年1月の高級事務レベル会合で交渉が妥結し、同3月に11か国で「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」に署名した。この間、日本は高級事務レベル会合を4回主催し、11月の閣僚会合ではベトナムと共同議長を務めるなど、議論を主導した。また、同時にTPPのもつ経済的・戦略的重要性につき米国への働きかけを継続した。安倍内閣総理大臣からも、TPPの重要性につきトランプ米大統領に継続的に訴えてきている。
- 2 日EU・EPAについては、4月にEUとの間で交渉会合を、6月に日EU経済連携協定に関する交渉推進タスクフォース第2回会合、7月に日EU経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議第3回会合を開催した。6月末から7月にかけての日・EU閣僚間の集中的な交渉を経て、7月6日の第24回日EU定期首脳協議において、日EU・EPAが大枠合意に達したことを日EU首脳間で確認した。その後も精力的に詰めめの協議を進め、12月8日の日EU首脳電話会談において同EPAの交渉妥結を確認した。交渉妥結後は、早期署名・発効に向け、法的精査作業等を実施してきている。
- 3 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、首脳会議を1回（11月）、閣僚会合を4回（5月、9月、11月、30年3月）、交渉会合を4回（5月、7月、10月、30年2月）開催した。
- 4 日中韓FTAについては、交渉会合を2回（4月、30年3月）開催した。トルコとの間では2回（9月、30年1月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、非公式に細部についてのやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)、日フィリピンEPA、日インドEPA、日スイスEPA、日豪EPA、日モンゴルEPAについて、より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため、あるいは協定上規定されている協定見直しを議論するための委員会等を計52回（4月、5月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、30年1月、3月）開催した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b、29年度：a）

測定指標1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	28年度		29年度		28・29年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①共同研究が終了した数		①：0	①：0	①：0	①：0	B (28年度：b、 29年度：b)
②交渉会合開催数		②：25	②：15	②：25	②：22	
③交渉が妥結した数	—	③：1	③：0	③：1	③：2	
④署名した数		④：1	④：0	④：1	④：1	
⑤発効した数		⑤：1	⑤：1	⑤：1	⑤：0	
⑥委員会等開催回数		⑥：20	⑥：41	⑥：20	⑥：54	

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)

	実績値		
	27年度	28年度	29年度
①輸出額、②輸入額 (財務省貿易統計HPより引用)	①75.6 ②78.4	①70.0 ②66.0	①78.3 ②75.4

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用】

28年度

多角的貿易体制の維持・強化については、WTO会合や各種委員会等での議論に参画し、紛争処理については当事国案件の処理を進めたほか、多くの第三国案件にも積極的に参加し、保護主義を抑止す

る役割を担うとともに、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献した。

特に、29年2月に貿易円滑化協定（TFA）が発効したことは、多角的貿易体制の維持・強化を図る上で効果が高かった。同協定の実施により、我が国の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している我が国の企業の貿易を始めとする経済活動を後押しすることが期待される。また、途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易及び投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待される。WTOによれば、TFAの完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出を1兆米ドル以上に増大させる可能性があるとされている。TFAは、WTO発足後初めての全加盟国が参加する協定であり、保護主義が台頭する中で、TFAの発効及び着実な実施は多角的貿易体制の強化に貢献する。（28年度：多角的自由貿易体制の維持・強化（達成手段①））

また、27年12月に合意されたWTO情報技術協定（ITA）品目拡大に従い、28年7月に新型半導体やデジタル複合機・印刷機などを対象に関税引下げが開始され、この分野の貿易自由化が進展した。

有志国による交渉（EGA、TiSA）について、年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献したものの、交渉妥結には至らなかった。

29年度

多角的貿易体制の維持・強化については、日本はMC11における議論に建設的に貢献した。特に、電子商取引については、我が国として情報通信技術（ICT）分野において今後3年間で330億円規模の支援を実施する用意がある旨を表明し、また、各国の閣僚に対し電子商取引についてWTOで議論を推進することの重要性を説明し協力を求めることにより議論を主導し、結果として米国、EUを含む71か国が署名した共同声明を発出することができた。これは、日本が立場の異なる広範なWTO加盟国の間を橋渡しできることを示すものとなった。

また、27年12月に合意されたWTO情報技術協定（ITA）品目拡大に従い、29年5月、日本は有税品目（5品目）について関税を即時撤廃した。日本を含む50加盟国が関税撤廃を実施済みであり、この分野の貿易自由化が前進した。

EGA及びTiSAについては、早期の交渉再開を模索しているものの、交渉再開には至らなかった。

協定の履行監視については、WTO会合や各種委員会等での議論に参画し、各国の問題ある措置等の是正・撤回を求め、また、紛争処理については、当事国案件の処理を進め、韓国による日本産水産物等の輸入規制など他国によるWTO協定に非整合的な措置について是正を求める判断を得られたほか、多くの第三国案件にも積極的に参加したことで、保護主義を抑止する役割を担うとともに、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献した。（29年度：多角的自由貿易体制の維持・強化（達成手段①））

【測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展】

28年度

TPPの早期発効については、米国でトランプ新大統領がTPP協定からの離脱を表明したことを受けて、目標達成には至らなかったが、日本は12月に協定及び整備法案を国会で承認及び可決した後、29年1月に、他国に先駆けて国内手続完了の旨を寄託国のNZに通報し、様々な機会を通じて、米国にTPP協定の経済的・戦略的意義について繰り返し説明するなど、発効に向けて尽力した。

また、日EU・EPAについては、計2回（4月、9月）の交渉会合を実施したほか、首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ、間断なく交渉を行った。交渉推進のための国内の体制として、総合的な方針の検討等のため、11月に日EU経済連携協定に関する主要閣僚会議を立ち上げ、第1回会議を開催するとともに、交渉に向けて関係省庁間の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、外務省を含む関係省庁で構成する日EU経済連携協定交渉推進タスクフォースを立ち上げた。こうして強化された交渉体制の下、28年12月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との電話会談以後可能な限り早期の大枠合意実現を目指し、交渉が加速化された。29年2月にはドイツのボンで岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談が行われ、保護主義的な動きに対抗するため、可能な限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認した。また、28年5月のG7伊勢志摩サミット、同7月及び29年3月の日EU首脳会談の際に首脳間で可能な限り早期の大枠合意について強いコミットメントを確認した。（28年度：経済連携協定（達成手段②））

我が国がTPP協定を締結したほか、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA及び各二国間EPA交渉の進展等が見られたことは、新興国等との競争も激化する中で、日本企業の積極的な海外展開や、世界の経済成長の取込みを後押しする上で重要な進展となった。また、アジア太平洋地域の新たなルール作りを

進展させる上でも、TPP協定の早期発効に向けた取組や、RCEP及び日中韓FTAといった広域経済連携交渉に同時並行的に取り組むことは有効であった。(28年度：経済連携協定(達成手段②))

29年度

TPPについては、11か国によるTPP11協定の早期発効に向けて精力的に議論を主導した結果、11月の大筋合意、30年1月の交渉妥結、同3月の署名に至った。本協定は、成長著しいアジア太平洋地域において、物品・サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化を進めるとともに、知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律などの幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するというTPP協定のハイレベルな内容を維持するものであり、この地域における自由で公正な経済秩序の更なる拡大の礎になるという大きな経済的・戦略的意義を有している。これにより、これまで自由貿易を主導してきた国々において保護主義や内向きの傾向が顕著となる中、日本として、一層積極的な役割を果たすとともに、世界に向けた力強いメッセージを発出することができた。

日EU・EPAについては、可能な限り早期の大枠合意を目指し、4月に第18回交渉会合を実施したほか、首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議やテレビ会議等も活用しつつ、間断なく交渉を行った。29年5月のG7タオルミーナ・サミットの際に行われた日EU首脳会談において、できる限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認すると同時に、双方が政治的指導力を発揮する段階に来ているとの認識で一致した。6月末から7月初めにかけては、マルムストローム欧州委員(貿易担当)が来日し、岸田外務大臣と集中的に交渉を行った。交渉の進展と歩調を合わせ、日本国内でも6月に主要閣僚会議第2回会合、7月に第3回会合が開催され、大枠合意に向けて最終的な国内調整が行われた。こうした様々な交渉・調整を経て、7月5日、ブリュッセルにおいて岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員(貿易担当)との間で大枠合意を確認し、翌6日、第24回日EU定期首脳協議において首脳レベルで大枠合意を確認した。この大枠合意は、直後にハンブルクで開催されたG20首脳会合において、我が国が主張する自由貿易推進のメッセージを取りまとめる上で力強い後押しとなった。大枠合意後も精力的に詰め協議を進め、12月8日に河野外務大臣とマルムストローム欧州委員(貿易担当)との間で電話会談を実施した後、同日夜に安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長との間で電話会談を実施し、本EPAの交渉妥結を確認するに至った。

日EU・EPAは、21世紀において、スタンダードの高い、自由で、開かれ、かつ公正な貿易投資ルールのモデルとなるものであると同時に、人口6億人、世界のGDPの約3割をしめる巨大な経済圏を創出するものであり、日EU双方に多大な貿易・投資の機会をもたらすものである。また、大枠合意及び交渉妥結を達成したことは、保護主義的な動きが広がる中で、日EUが自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものとなった。交渉妥結後は、可能な限り早期の署名・発効に向けて法的精査作業等を実施してきている。(29年度：経済連携協定(達成手段②))

RCEPについては、ルール分野も含めた質の高い協定を早期に妥結させることを目指し、各国との議論を継続した。11月に、交渉立ち上げ以降初めてRCEP首脳会議が開催され、交渉に一定の進展があったことが確認され、妥結に向けて30年に一層努力するよう首脳の指示が出された。また、30年3月にシンガポールで中間閣僚会合が開催され、ASEANからは年内妥結を目指す発言があり、我が国からは、市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指すASEANを支持する旨を表明した。

その他、日中韓FTAは3月に第13回交渉会合を実施し、日コロンビアは非公式なやりとりが増加したが、日トルコEPAの交渉を戦略的かつスピード感をもって推進したほか、既存の経済連携協定については、委員会を計52回開催し、実施状況につき意見交換を行い、あるいは協定上規定されている協定見直しの議論を行っており、経済連携に係る取組を進めることができた。

全体としては、7月の交渉会合以降わずか半年強でTPP11協定が署名に至ったこと、日EU・EPAが12月に交渉妥結に至り、早期署名・発効に向けた道筋をつけることができたこと、そしてその間、RCEP等その他の経済連携の交渉や既存の経済連携協定の委員会を例年並みの水準で実施できたことにかんがみ、日本経済の成長促進、力強い経済外交の推進に向けて年度目標の水準を上回る非常に大きな成果が得られたと言える。

【測定指標1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階】

28年度

目標値⑤の日モンゴルEPAの発効や目標値⑥の委員会開催数の達成等、一部成果は見られ、一定の進展があったが、日コロンビアEPA等の交渉が最終段階に差しかかった協定については、非公式なやりとりが増加し、交渉会合数として計上できる公式な交渉会合の開催数が減ったため、目標値②の交渉会合数について数値目標が未達成となった。(28年度：経済連携協定(達成手段②))

29 年度

29 年度の実績値のうち、目標値③及び④に関して、TPP11 協定の交渉妥結・署名、日 EU・EPA の交渉妥結の 2 点を達成したことは、数年にわたる交渉が結実した大きな成果と考える。

目標値②の交渉会合開催数については、交渉が最終段階に差しかった日コロンビア EPA や日 EU・EPA について、非公式なやりとりが増加し、交渉会合数として計上できる公式な交渉会合の開催数が減ったため、数値目標が未達成となった。RCEP、日中韓 FTA、その他の二国間 EPA 交渉については一定のペースで精力的に交渉会合を開催した。また、米国の離脱による TPP 協定の未発効が大きな要因となり、目標値⑤の発効数が目標に達しなかった。(29 年度：経済連携協定(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国は GATT/WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下で WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき解決するとともに、同制度が適切に運用され、多角的貿易ルールの明確化を通じ、法的安定性と予見可能性が増すよう引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。

また、WTO を中心とする多角的貿易体制における交渉が膠着状態である中、主要国との二国間あるいは地域内での経済連携を推進することが、我が国の国益増進にとっても、一層重要となってきており、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州など主要貿易国・地域との間で経済連携を戦略的に推進し、引き続き、我が国の外交力を駆使して、守るべきは守り、国益にかなう経済連携を戦略的に進める必要がある。

上記のとおり多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進するとの目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用

多角的貿易体制の維持・強化に向け、MC11 の結果を踏まえ、WTO の議論を進めていくべく、我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組を推進していくことを含め、引き続き精力的に取り組んでいく。また、多角的貿易体制維持の観点から保護主義の台頭を抑止していくことが必要であり、今後も WTO を含む多国間の会合や G7/G20 首脳会合等の機会を活用しつつ、引き続き保護主義的な措置に対する WTO による監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。個別紛争処理については、WTO 紛争解決制度の手続を活用して当事国案件を解決して成果を出すだけのみならず、第三国のケースや制度の運用の議論について積極的に参加し、ルールの明確化と適切な運用が図られるよう引き続き貢献していく。

1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展

上記の施策の分析のとおり、TPP11 協定及び日 EU・EPA の交渉が妥結し、前者は署名に至った。保護主義的な動きが世界に広まる中で、引き続き TPP11 協定、日 EU・EPA を始め、質の高い RCEP や日中韓 FTA、そのほかの経済連携を推進して自由で公正な貿易・投資ルールを地域や世界に広げていくことは、地域や世界の平和や繁栄にとって極めて重要である。

上記の観点から、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州との間で戦略的に推進するため、まずは TPP11 協定の各国での国内手続を早期に完了させ、TPP11 協定を早期に発効させるとともに、日 EU・EPA の残る作業を速やかに終了させ、早期署名・発効を達成する。また、RCEP や日中韓 FTA 等の多国間の経済連携や、コロンビアやトルコなど、小規模経済を含む二国間の経済連携の交渉を進める。

1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

上記の施策の分析のとおり、特に 29 年度には経済連携協定締結に向けて大きな成果が得られた。まずは、署名及び妥結に至った協定の早期発効を目指すとともに、交渉中の経済連携協定のできるだけ早期の交渉妥結を達成すべく、引き続き一定のペースで交渉会合の開催を目指す。保護主義的な動きが広まる中で、自由で公正な貿易・投資ルールを広め、深化させることが引き続き地域や世界の平和と繁栄にとって重要である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>)
- 日 EU 経済連携協定（EPA）交渉
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html)
- 第 24 回日 EU 定期首脳協議（29 年 7 月 6 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000351.html)
- 日 EU 首脳電話会談（29 年 12 月 8 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_003523.html)
- 世界貿易機関（WTO）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html)
- ・ 世界貿易機関（WTO）ホームページ
Eleventh WTO Ministerial Conference
(https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/mc11_e/mc11_e.htm)
- ・ 「我が国の経済外交 2018」（外務省経済局著（2018 年）日本経済評論社）
- ・ TPP 等政府対策本部ホームページ
(<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>)
- ・ 財務省貿易統計
(<http://www.customs.go.jp/toukei/info/>)
- ・ 官邸ホームページ
未来投資戦略 2017
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf)

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。

対内投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
日本外交の三本柱
- ・第196回国会外交演説（平成30年1月22日）
- ・インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂版）（平成29年5月29日）
第2章 具体的施策
- ・未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—（平成29年6月9日）
第2 具体的施策 Ⅲ地域経済好循環システムの構築 2. 攻めの農林水産業の展開
第2 具体的施策 Ⅳ海外の成長市場の取り込み
- ・知的財産推進計画2017（平成29年5月16日閣議決定）
Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化
1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化

測定指標2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（一年度）

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

28年度

年度目標

- 32年に在外公館の日本企業支援件数10万件/年、また、中堅・中小企業等の輸出額22年（3.7兆円）比2倍の政府目標を進捗させるため、28年度は、在外公館の日本企業支援件数6.1万件、中小企業の輸出額の増加を目指す。そのため、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 政府は32年インフラ受注30兆円を目標としている。その実現のため、在外公館の情報収集能力の向上のため、インフラアドバイザーをより活用する。同アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有しプロジェクト受注に有効活用する。
- 政府による、31年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の前倒し目標達成に寄与すべく、28年度は、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、新たに設置された日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

- 4 本測定指標の年度目標1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、特に今まで必ずしも法的支援を受けられてこなかった中小・零細の企業にも、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の充実を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRを積極的に実施した結果、28年度は一部集計フォーマットを修正したため、単純比較はできないものの、前年度より支援件数が増加することとなった。グッド・プラクティスや日本企業支援統計等を取りまとめ企業等に広く情報提供するため、HP等で公表／配布した。さらに、12月に日本企業支援担当官会議（中東地域）、29年3月に日本企業支援担当官会議（アフリカ地域）を実施し、日本企業支援に係る本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有および意見交換を行った。これらの取組と共に、個別企業からの相談対応のワン・ストップ化・効率化を図るべく、外務省ホームページ上の日本企業支援に関するページを刷新し、必要な情報へのアクセスしやすくした。
- 2 インフラ輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（28年度末で63か国、132名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（28年度で15公館）を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣によるトップセールスに活用した。
安倍内閣総理大臣は外国訪問で28年に33件のトップセールスを実施するなど、安倍政権発足以降のこれらの働きかけの結果、22年に約10兆円であったインフラ受注実績は25年に約16兆円、26年には約19兆円、27年には20兆円となるなど32年に約30兆円を達成すると成長戦略の成果目標に向け順調に推移している。
- 3 各国の輸入規制や風評被害への対策については、要人往来等の機会を利用したハイレベルによる緩和・撤廃の申し入れや在外公館による働きかけを行った結果、28年度末までに21か国が規制を撤廃した。29年1月にはブルネイ、モロッコ、レバノンから食品輸入規制当局関係者の招へいを実施し、当該国における日本産食品に対する輸入規制撤廃・緩和に結びつくよう、農林水産省を始めとする他省庁とも連携の下、働きかけを行い、29年3月には、レバノンで一定の輸入規制緩和が実現した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの在外公館における行事の機会を活用し、日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。
- 4 15公館において、法曹有資格者を活用し（各公館につき1法律事務所）、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーやレポートを通じた現地の法令、法制度について情報提供や無料法律相談会等を通じた個別案件についてのアドバイスを行うことで、法的側面からの支援体制を強化した。

29年度

年度目標

- 1 32年に在外公館の日本企業支援件数10万件／年の目標を達成するため、29年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、経済局官民連携推進室の設置に伴って、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は32年インフラ受注約30兆円を目標としている。その実現のため、「質の高いインフラ」の対外広報を行うことや、在外公館の情報収集能力の向上のため、在外赴任者向けの研修の充実や、インフラアドバイザーの更なる活用を実践する。同アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関係省庁、民間企業とも共有しプロジェクト受注に有効活用する。
- 3 政府による、31年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、29年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。

施策の進捗状況・実績

1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品の PR を積極的に実施した結果、前年度より支援件数が増加した。グッド・プラクティスや日本企業支援統計等を取りまとめ企業等に広く情報提供するため、HP 等で公表／配布した。さらに、10 月に日本企業支援担当官会議（アフリカ地域）を実施し、法務省、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、現地 JICA、JETRO 等と共に、日本企業支援に係る外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有および意見交換を行った。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けて、JETRO 等と窓口情報について情報共有し、相互補完的に対応できるようにした。

また、英国の EU 離脱に関し、日本にとって望ましい英 EU 関係の構築を促すべく、英 EU 間の交渉開始前に双方に対し早急に必要働きかけを行う観点から、英 EU の政治・経済の中心地であるロンドン及びブリュッセル並びに在欧日系企業の集積地であるデュッセルドルフにおいて、英国の EU 離脱に伴う日英関係・日 EU 関係の分析調査を委託し、29 年 3 月に報告書を外務省 HP にて公表した。また、英国の EU 離脱に伴う日系企業への悪影響を最小限にするため、外部専門家の知見も活用しつつ、在英大使館や EU 代表部など日系企業が多数集積する地域の在外公館において日系企業に対し、英国の EU 離脱に伴って生じる不確実性に対応するに当たり必要となる経済に関する情報及び政治・外交面に関する情報を提供するセミナーを開催する等タイムリーな情報提供・相談等を実施した。

2 インフラ輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（30 年 2 月末時点で 72 か国、192 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（29 年度で 16 公館）を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍内閣総理大臣、河野外務大臣によるトップセールスに活用した。

安倍内閣総理大臣が外国訪問時に 29 年度は 30 件のトップセールスを実施するなど、安倍政権発足以降のこれらの働きかけの結果、22 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は 27 年に 20 兆円（28 年度、29 年度については集計中（30 年 3 月現在））となるなど 32 年に約 30 兆円を達成するとの成長戦略の成果目標に向け取組が進んでいる。

3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会をとらえ総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけや在外公館による情報発信を行った。また、国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関との関係構築及び日本の食の安全性に関する働きかけを実施し、第三者機関から我が国の検査体制の有効性を発信させる等の成果を得た。EU による日本産食品等輸入規制に関しては、規制撤廃を目指して、ハイレベルの会談ごとに規制緩和・撤廃要請を行った結果、29 年 11 月に欧州委員会は規制緩和を内容とする改正実施規則案を決定し（同年 12 月に発効）、福島県産コメが規制対象から外れるなどの輸入規制緩和が実現した。この結果、29 年度は新たに 6 か国、これまでに計 27 か国が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等を活用し、日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。

4 11 か国 15 公館において、法曹有資格者を活用し（各公館につき 1 法律事務所）、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーやレポートを通じた現地の法令、法制度について情報提供や無料法律相談会等を通じた個別案件についてのアドバイスを行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（28 年度は 6 か国 13 公館）。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b、29 年度：b）

測定指標 2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（32 年度）

28 年 5 月に外務省を含む 7 省により策定された投資関連協定に関するアクションプランを踏まえ、投資関連協定について、32（2020）年までに、100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

28 年度
年度目標

戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の8件の協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ、タンザニア）については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年5月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を関係省庁で決定し、32（2020）年までに100の国・地域との署名・発効を目指すという目標を掲げ、それに向けて交渉相手国の選定基準や交渉官数の増加等を含む具体的指針を策定した。上記指針に基づき、体制面においては、投資環境整備のための投資協定交渉官及び担当官の実員を増加させた。28年度はモンゴルとの間で投資協定が発効、ケニア及びイスラエルとの間で投資協定に署名したほか、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ及びタンザニアとの間で投資協定交渉を引き続き進めた。また、新たにアルゼンチン、コートジボワール、バーレーンとの交渉を開始した。29年4月現在、発効済の投資協定35本と署名済・未発効の7本を合わせると44の国・地域をカバーし、交渉中の16本も発効すると82の国・地域をカバーすることとなった。
さらに、新たに投資協定の交渉開始に向けて3か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施した。
- 2 5月に開催された第4回対日直接投資推進会議（外務大臣を含む関連府省大臣で構成）では、日本が国際的な貿易・投資の中核地点（グローバル・ハブ）となることを目指した「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定した。
- 3 27年3月に第2回対日直接投資推進会議で取りまとめられた「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」のうちの一つである「企業担当制」が4月に運用され、対象となる全ての外国企業が本制度を活用し当該企業の業種を所管する省の担当副大臣と面会した際、外務副大臣が同席した（28年9月に藺浦外務副大臣が同席、その他年度内に計6回、外務大臣政務官が同席）。対日直接投資案件の発掘に係る情報収集体制の強化を図るとともに、案件成立に向けた支援体制の構築を図るため、5月に126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置した。
- 4 9月、国連総会出席のために安倍内閣総理大臣がニューヨークを訪問した機会を捉えて、対日投資セミナーを開催した。また、7月にジェットロ主催（在ベトナム日本大使館後援）でベトナム初の対日投資セミナーが開催され、10月には東京で、日本経済新聞社主催（経済産業省、内閣府、外務省、ジェットロ共催）の対日直接投資フォーラム（INVESTMENT JAPAN Forum 2016）が開催された。更に、29年3月には、外務省主催（内閣府、経産省、日本国際問題研究所、JETRO共催）の日米欧ビジネス・セミナーを開催した。

29年度

年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新たに13か国との間で新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の10件の協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール、バーレーン）については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。
- 2 ジェットロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等の外交リソースを活用した対日投資の呼びかけ、各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組む他、企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 32年までに100の国・地域との署名・発効を目指すとの目標に向けて交渉相手国の選定基準や交渉官数の増加等を含む指針策定や体制強化を実施した。具体的には、5月15日付で、経済局内に、投資関連政策を一元的に立案・実施する投資政策室を設置し、投資関連協定の交渉先選定を含む横断的政策立案を担うとともに、各地域を所管している局課とも連携しながら、投資関連協定の交渉促進に取り組んだ。29年度はサウジアラビア、ウルグアイ、イラン、オマーン、ケニア及びイスラエルとの間で投資協定が発効、アルメニアとの間で投資協定に署名したほか、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール及びバーレーンとの間で投資協定交渉を引き続き進めた。また、年度目標の「新たに13か国との間で新規に交渉を開始することを目指す」との点に関しては、新たに10か国（アルメニア、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチ

オピア及びタジキスタン)との交渉を開始した。加えて、3か国との間で予備協議を実施し、パラグアイとの間では9月に正式交渉入りに合意した(正式交渉会合の日程が調わず、29年度内には正式交渉会合は実施されなかった)。その他の2か国については、協定に含まれるべき要素等について十分に意見が集約されず、29年度中に正式交渉入りの合意には至らなかった。30年3月現在、発効済の投資協定41本と署名済・未発効の投資協定3本を合わせると45の国・地域をカバーし、交渉中の投資協定24本も署名・発効すると91の国・地域をカバーすることとなった。

さらに、新たな投資協定の交渉開始に向けて4か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施した。

- 2 5月、外務省を含む関係省庁で構成される第5回対日直接投資推進会議が開催され、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による対日直接投資に資する具体的な活動は、設置後1年間で計700件以上にのぼる旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。また、5月にフィンランド、6月にアイルランド、9月に韓国、30年2月にミュンヘンにおいて、投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として対日投資促進セミナーを開催し、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策をジェットロとも連携の上各在外公館にて実施した。

また、9月の安倍内閣総理大臣訪米の際には、米国CEO懇談会やニューヨーク証券取引所における経済スピーチでも、安倍内閣総理大臣から日本への更なる投資を呼びかけるなど、トップセールスにも取り組んだ。

さらに、外務省HPにおいて、在外公館の「対日直接投資推進担当窓口」を一覧にしたリストを新たに掲載するなど、外務省における対日投資促進施策の広報活動にも注力した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標2-3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

中期目標（一年度）

- 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。
- 2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。
- 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

28年度

年度目標

- 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護を促進する。
- 2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。
- 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進し、在外公館の知的財産担当官の機能強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 二国間協議やRCEP、日EU・EPA等の経済連携協定交渉の場を通じて、またAPECの知的財産専門家会合への出席やWTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関(WIPO)の各種会合等における議論への参画を通じて、模倣品・海賊版の取引防止強化も含め、国際的な知的財産権保護環境整備に努めた。
- 2 特に利害関係の大きい中国等のアジア各国との二国間協議の場で、知的財産保護に関連する議題を取り扱い、問題意識を共有するとともに、協力して対策を講じる旨協議した。
- 3 インド(南西・東南アジア地域の担当官対象、29年2月)及び南アフリカ(サブサハラ地域を中心としたアフリカ諸国の担当官対象、29年3月)において在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日系企業も交えて官民合同の意見交換を行ったほか、知的財産権保護及び被害の状況、その対応ぶりに関するベストプラクティスを共有した。

29年度

年度目標

- 1 模倣品・海賊版の取引防止等に関する二国間協議や国際会議における議論への積極的な参加、または知的財産分野における円滑かつ効率的な協力案件の促進等の国際的な取組を通じ、知的財産権

保護の促進を図る。

- 2 二国間対話や国際協議の場における日本の立場の積極的な主張等を通じて、日本企業が安心してかつ円滑に海外展開を促進できるよう、国際的な知的財産保護環境及び制度構築の議論に積極的に参画する。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産権の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO・TRIPS 理事会、世界知的所有権機関（WIPO）関連会合、APEC 知的財産専門家会合（IPEG）といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加や、TRIPS 協定第 27 条に違反する懸念のあるインドネシア改正特許法の施行に対して、他の関心国と共同でインドネシア政府に懸念を表明して働きかけを実施する等、国際的な知的財産保護の促進を図った。
- 2 11 月に大筋合意に至った TPP11 協定や、12 月に最終合意に達した日 EU・EPA は、知的財産の保護と利用の一層の推進を図る内容となった。かかる協定の締約国内で、知的財産が十分に守られることで、投資環境が改善され、日本企業の安心かつ円滑な海外展開を促進することが期待される。
- 3 30 年 2 月にロシア（CIS・中央アジア地域の担当官を対象）で、同年 3 月にメキシコ（中南米地域の担当官を対象）で、在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日系企業も交えて官民合同の意見交換を行ったほか、知的財産権保護及び被害の状況、その対応ぶりに関するベストプラクティスを共有した。また、JETRO 担当者にも知的財産担当官会議に参加してもらい、域内知的財産担当官と問題意識や対応策の共有を図った。加えて、定期的実施される在外赴任前研修において知的財産に関する研修を実施することで、在外公館の担当官の能力強化を図ったほか、JETRO が海外の政府機関向けに実施する模倣品対策セミナーに、在外公館の知的財産担当官が参加し、官民一体となった取組を行った。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b，29 年度：b）

参考指標 1：在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	46,762	53,675	60,268

参考指標 2：知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	180	260	236

参考指標 3：対外直接投資総額（百万ドル）

(JETRO ホームページ「日本の国・地域別対外直接投資（国際収支ベース、ネット、フロー）」より引用)	実績値		
	27 (2015) 年	28 (2016) 年	29 (2017) 年
	138,428	173,855	168,587

評価結果（個別分野 2）

施策の分析

【測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組】

28 年度

在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本製品の PR は、日本の持つ優れた技術や日本製品等の輸出促進、日本企業やインフラシステムの海外展開、日本企業の活動を支援する上で有効であった。

外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために、例年、在外公館

の日本企業支援担当官を招集して日本企業支援担当官会議を開催して、28年度は中東及びアフリカにて開催した。同会議における現場で日本企業支援に取り組む在外公館関係者、現地関係機関や企業等との情報共有・意見交換は、在外公館の知見・能力の向上、本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討、改善に有効であった。（28年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

また、日本産品への輸入規制については、東日本大震災から5年半以上が経過する中、依然として放射性物質に係る我が国からの輸入規制が維持されている国・地域への輸入規制撤廃に向け、在外公館のみならず政治レベルでも働きかけを行ったほか、28年度第二次補正予算を活用し、ブルネイ、モロッコ及びレバノンの政府関係者（食品安全や輸入規制の担当者）を我が国に招へいし、食品の安全性に対する理解を促した。事業実施後29年3月にレバノンの輸入規制が緩和されるなど、4か国にて規制撤廃、8か国において規制が緩和される等の成果が得られた。引き続き取組は必要ではあるものの、政府の重要課題である放射性物質に係る輸入規制の撤廃に向けて進展が見られ、有効な取組であった。（28年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

29年度

在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本産品のPRは、日本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進、日本企業やインフラシステムの海外展開、日本企業の活動を支援する上で有効であった。また、日本産品への輸入規制については、在外公館のみならずハイレベルでもあらゆる会談等の機会を捉えて働きかけを行ったほか、第三者機関から我が国の検査体制の有効性を発信させるべく、FAO等の国際機関との関係構築及び日本の食の安全性に関する働きかけを実施した。実際に、29年5月に訪日したグラツィアーノFAO事務局長からは「福島県産品の安全性に懸念を持つ理由は無い」との発言を得て、この発言は国内外で広く報道される等の成果を得た。EUによる日本産食品等輸入規制に関しては、在外公館のみならず政治レベルでも働きかけを継続して行った結果、29年11月に欧州委員会は規制緩和を内容とする改正実施規則案を決定し、同年12月に発効、福島県産コメが規制対象から外れるなどの輸入規制緩和が実現した。輸入規制撤廃に向け引き続き取組は必要であるものの、政府の重要課題である放射性物質に係る輸入規制の撤廃に向けて進展が見られ、これらの働きかけは有効な取組であった。この結果、29年度はカタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン及びトルコの6か国が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどのあらゆる機会を活用し、全世界の在外公館等を活用し、日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。（29年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために、例年、在外公館の日本企業支援担当官を招集している日本企業支援担当官会議を、29年度はアフリカにて開催した。同会議における現場での日本企業支援に取り組む在外公館関係者、現地関係機関や企業等との情報共有・意見交換は、在外公館の知見・能力の向上、本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討、改善に有効であった。（29年度：海外の日本企業支援（達成手段①））

また、EU域内で日系企業が集積している地域の主要在外公館等において、日系企業に対し、英国のEU離脱に伴って生じる不確実性に対応するに当たり必要となる経済に関する情報及び政治・外交面に関する情報を提供し、企業側の希望次第で相談に応じられるようセミナーを開催したことは、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進する上で有効であった。（29年度：英国のEU離脱に対する対応（日本企業支援）（達成手段④））

【測定指標2-2 対外・対内投資の戦略的な支援】

28年度

28年5月に「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」策定後、省内の体制を強化し、投資協定交渉官及び担当官の実員を増加させたことは投資関連協定の交渉を加速化する上で有効であった。また、新たに関係省庁会議を開催して産業界や各省庁を通じた要望を吸い上げるとともに、在外公館等を通じてこれまで投資協定を結んでいない国のニーズや政策等の情報収集を強化したことは、新規交渉国を選定する上で有効であった。28年度は、新たにアルゼンチン、コートジボワール及びバーレーンとの投資関連協定交渉を開始し、さらに、新たに投資協定の交渉開始に向けて3か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施することとなり、アクションプランで定められた32年までに100の国・地域との署名・発効を目指すという中期目標に向けて着実に進展した。（28年度：対外投資の戦略的な支援（達成手段②））

日本市場への海外投資を呼び込むための体制強化や対日投資セミナー等を国外だけでなく、国内でも開催（日米欧ビジネス・セミナーの主催（29年3月）、Invest Japan Forum 2016（10月）の共催）したことで、投資先としての日本の魅力を発信する重要な機会となり、対内直接投資の促進に貢献し

た。(28年度：対日直接投資サミット開催経費(達成手段④))

29年度

28年度の体制強化に続き、29年5月に経済局内に、投資関連政策を一元的に立案・実施する投資政策室を設置したことは、省内の体制をより一層強化し、投資関連協定の交渉を加速化する上で有効であった。また、28年に続き関係省庁会議を開催して産業界や各省庁を通じて海外に進出している、若しくは進出を予定している企業の要望を吸い上げるとともに、在外公館等を通じてこれまで投資協定を結んでいない国のニーズや政策等の情報収集を行ったことは、新規交渉国を選定する上で有効であった。29年度は、新たに10か国(アルメニア、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン)との交渉を開始し、これらに加えて、新たに投資協定の交渉開始に向けて3か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施し、アクションプランで定められた32年までに100の国・地域との署名・発効を目指すという中期目標に向けて着実に進展している。(29年度：対外投資の戦略的な支援(達成手段⑤))

28年度末に国内で大規模な対日投資セミナー(日米欧ビジネス・セミナー)を開催しており、同種のイベントは一定の期間をおいて開催することが効果的と判断し、29年度は国内ではセミナーを開催しなかった。一方で、9月の安倍内閣総理大臣訪米の際に、安倍内閣総理大臣からアベノミクスによる改革の成果や今後の方向性を紹介しつつ、日本への更なる投資を呼びかけたことや、ジェットロと連携しつつ対日投資セミナーを複数の在外公館にて開催し、また、現地企業やビジネス団体と接する各種イベントの機会に対日投資の呼びかけを行ったことは、投資先としての日本の魅力を国外において発信する重要な機会となり、対内直接投資の促進に貢献した。(29年度：対日直接投資サミット開催経費(達成手段③))

【測定指標2-3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組】

28年度

日本企業が円滑に海外展開を行える知的財産権保護環境を整えるためには継続的な取組が必要である。特に日本の知的財産権侵害被害の多い国との二国間交渉において知的財産問題を議題としてとりあげ、また個別案件についても、企業の相談に基づき在外公館を通じて任国政府への問合せを行うなどの支援を行ったことで、侵害の起きている国の相手国政府について我が国の強い懸念を伝えることができ、今後とも協議を続けることが確認されたことは有益であった。

また、国際的な知的財産権保護制度について協議するWIPOやTRIPS理事会、APECの知的財産専門家会合等での議論に同じく知的財産の保護を重視する先進諸国と協調して積極的に参加した結果、日本にとって好ましくない主張を抑えることができた。

さらに、海外における日本企業の知的財産権保護強化に向けて、例年、在外公館の知的財産担当官を招集し、各国の知的財産保護状況やベストプラクティスを共有する知的財産担当官会議を開催しているが、28年度は、アジアの中でも急速に成長し日本企業の進出増加が見込まれるインドにおいて、また、知的財産権保護制度に関して、依然として未整備の国の多いアフリカにおいて、初めて知的財産担当官会議を開催した。インドの会議においては、現地の日本企業が抱える具体的問題が明確に地域の知的財産担当官に共有されたほか、ジェットロ現地事務所等の連携強化を図ることができた。また、初めて同会議が開催されたアフリカでは、各国の知的財産制度や他国でのベストプラクティスが共有され、対象地域の知的財産担当官の強化に効果的であった。(28年度：知的財産権侵害対策(達成手段③))

29年度

多数国間会合のうち、WTO・TRIPS理事会及び世界知的所有権機関(WIPO)関連会合では、同じく知的財産の保護を重視する先進諸国と協調して交渉に臨んだ結果、例えば、特許制度に遺伝資源等の出所開示要件を導入するといった、日本にとって好ましくない結論が出ることを回避できた。また、APEC知的財産専門家会合(IPEG)では、積極的に参加・発言しプレゼンスを示すことで、参加エコノミーに対し、我が国が知財保護を重視している姿勢を示しつつ、同地域における知財保護強化を促進することができた。

11月に大筋合意に至ったTPP11協定では、知財分野について、医薬品や著作権に関する項目を含め11の項目を凍結することで合意する一方、商標権の取得の円滑化等のための国際協定の締結義務、先発医薬品の特許保護とジェネリック医薬品との調整規定(いわゆるパテント・リンケージ)、地理的表示(GI)の保護に関する規定、営業上の秘密を含む各種知的財産の強力な権利行使に関する規定といった知的財産の高い保護水準を担保する規定は維持された。また、12月に最終合意に達した日EU・

EPA では、TRIPS 協定よりも高度又は詳細な規律を定める観点から、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保するとともに、知的財産に関する制度の運用における透明化、知的財産権の行使（民事上の救済に係る権利行使手続及び国境措置に係る権利行使）、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産の保護と利用の一層の推進を図る内容となった。いずれも、日本企業の海外における知的財産権の保護を強化する観点からは大きな前進となった。

30年2月のCIS・中央アジア地域知的財産担当官会議を通じて、中国と欧州との間で物流網が整備され今後我が国企業の知的財産権の侵害が懸念される地域において、似た問題を抱える地域の在外公館間の連携が強化できた。同年3月の中南米地域知的財産担当官会議では、域外で製造された模倣品／海賊版が流通しており情報収集や対応強化が必要と考えられる地域において、各国の知的財産制度や他国でのベストプラクティスが共有され、対象地域の知的財産担当官の強化に効果的であった。

また、定期的に実施される在外赴任前研修において知的財産に関する研修を実施することで、在外公館の担当官の能力強化がなされたほか、JETRO 担当者の知財担当官会議への参加により、域内知的財産担当官と問題意識や対応策の共有を図ったり、JETRO が海外の政府機関向けに実施する模倣品対策セミナーに在外公館の知的財産担当官が参加する等、連携が強化され、体制強化を進めることができた。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

世界経済の先行きが不透明な中、日本経済の成長を後押しするためには、日本企業の海外展開支援を強化することが重要である。そのためには、政府として、海外における日本企業のビジネス環境を一層整備するために相手国政府に働きかけるとともに、インフラプロジェクトの受注支援や日本製品の販路拡大を始め個別企業の活動を支援していくことが必要である。

また、福島第一原発事故後の各国による輸入規制措置の緩和・撤廃のためにも、引き続き、日本製品の安全性を粘り強く発信し、科学的根拠に基づいた対応を各国に求めていく必要がある。

加えて、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を強化していく必要がある。

投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、海外進出している、若しくは進出を予定している企業の実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが引き続き必要である。

また、対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、29年6月に策定された未来投資戦略2017において32年における対内投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点19.2兆円）するとの目標が掲げられていることから、引き続き対日直接投資促進に向けて取組を進めていくことが必要である。

【測定指標】

2-1 日本企業支援強化に向けた取組

日本経済の発展に貢献するためにも、日本企業の海外展開支援は重要である。それゆえ、企業支援に関する情報共有・意思疎通体制の強化、インフラ輸出に関する在外公館の支援体制の強化、輸入規制・風評被害対策、海外の日本企業に対する法的支援体制の強化、といった29年度目標は適切であった。また、上記の施策の分析のとおり、29年度は調査報告やセミナー等の開催を通じ、英国のEU離脱に伴い生じる不確実性に日系企業が対応するに当たり必要な情報を政府から提供すること等により日系企業支援を実施することができたが、31年3月末に英国がEUを離脱することとなること、離脱後も、日英間の「新たな経済的パートナーシップ」が構築されるまでは、引き続き日系企業にタイムリーに情報共有していくことが必要である。今後は、現状通り引き続き適切かつ効率的な事業実施に努めるようにとの29年度行政事業レビュー推進チームの所見等も踏まえ、セミナーの開催等の日系企業支援に引き続き注力していく。

官民連携推進室の活動内容を内外に広報し、外務本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、未だ54か国・地域で残る輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることについての情報発信を強化することで、引き続き日本の農林水産物・食品の輸出促進に貢献する。

2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

海外における投資環境の整備を促進し、また日本市場に海外投資を呼び込むため、投資協定の戦略的交渉は重要である。そのために、戦略的な優先順位をもった交渉相手国の検討、交渉中の投資協定の早期妥結という29年度目標は適切であった。

海外で活躍する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出すための側面支援として、今後も対外投資に対する戦略的な支援を行っていく必要がある。このため、交渉中の協定について早期妥結を目指すとともに、引き続き投資協定の相手国・地域を戦略的に検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、積極的かつ柔軟に対応していく。

対内投資については、上記施策の分析のとおり、在外公館における対日投資セミナー等の開催や、政府要人によるトップセールスの実施など、29年度目標は適切であった。

今後も対内投資の推進は日本経済の成長に貢献する上で重要であるところ、30年度も引き続き、ジェットロ等との連携も強化しつつ、在外公館の「対日投資投資推進担当窓口」を中心に海外企業の日本進出支援に注力するとともに、国内においてもセミナー開催を通じた情報発信を行うなど、対内投資に資する施策を国内外で戦略的に進めていく。

2-3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。海外市場への企業の挑戦は、不確実性の高い先行投資、追加コストの上になされるものであり、得られるべき成果が知的財産権の侵害によって損なわれるならば、事業者の利益、ひいては海外展開への意欲が大きく損なわれることになる。よって、日本企業の積極的な海外展開のためには、企業の知的財産権保護強化が極めて重要である。

日本企業の海外における知的財産権保護強化のため、我が国は、中・長期的には、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行っていく必要がある。また、短期的な取組としては、海外において被害を受けた日本企業を迅速かつ効果的に支援するとともに、日本企業が海外で円滑に事業展開できるための環境整備を行うべく、現地の問題意識を吸い上げ、政府として新たな施策を採る必要性が生じた場合には迅速に対応する必要がある。

したがって、国際的な協議の場を通じた知的財産権保護の推進と、在外公館の知的財産担当官を通じた日本企業支援の一層の推進という施策を引き続き実施していく必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（平成28年5月11日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page24_000606.html)

投資

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html>)

日本企業支援

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html)

インフラ海外展開の推進

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/infrastructure/suishin.html>)

英国のEU離脱に関する調査・分析事業の結果の公表（29年3月31日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004456.html)

知的財産権

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/index.html>)

在外公館の仕事（知的財産保護支援）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html>)

・「我が国の経済外交2018」（外務省経済局著（2018年）日本経済評論社）

第3章 第2節 官民連携の推進による日本企業の海外展開支援

・平成30年版外交青書（外交青書2018）

第3章第3節各論3 資源外交と対日直接投資の促進

・官邸ホームページ

未来投資戦略2017

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf)

知的財産戦略本部

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>)

個別分野3 経済安全保障の強化

施策の概要

資源エネルギーの安定的かつ安価な供給を確保するため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定)
第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題
5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保
（4）資源・エネルギー
- ・ 未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定)
第 2 具体的施策
I Society5.0 に向けた戦略分野
6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大
- ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定、閣議決定)
IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・ 第 193 回国会外交演説(平成 29 年 1 月 20 日)
グローバルな課題への一層の貢献

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主導的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

28 年度

年度目標

- 1 国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
(1) IEA においては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非加盟国との協力事業を支援する。
(2) IEF においては、産出国と消費国の対話フォーラムとして、9 月末の閣僚会議の機会も活用し、産消国間のエネルギー政策に係る情報・意見交換等を通じて両者の関係強化を促進する。
(3) ECT においては、日本がアジア初の議長国として、エネルギー憲章会議第 27 回会合を 11 月に東京で開催し、アジア諸国へのアウトリーチ活動を強化する。これを通じ、エネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を図る。
(4) IRENA においては、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度の拡充を図るとともに、専門官の配置がないアフリカの一部地域公館を対象にした地域戦略会議を開催する。その成果を 28 年度の在外公館戦略会議に共有すること等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。28 年度は 29 年初めに在外公館戦略会議を開催予定。
- 3 G7 サミット議長国として我が国が主催するエネルギー大臣会合に外交的視点からインプットを行うとともに、G20 エネルギー大臣会合等その他のフォーラムとの相乗効果の向上を図る。
- 4 採取産業に焦点を当てた複雑な契約交渉の支援強化(CONNEX)イニシアティブに関して、途上国における持続可能な開発に資するよう同イニシアティブの今後の取組の方向性を定め、既存の採取産業の透明性強化の取組等の相乗効果の向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年には、国際的なエネルギー安全保障の強化に向け、G7サミット議長国として、G7におけるエネルギー・鉱物資源をめぐる議論を主導するとともに、資源をめぐる内外の厳しい情勢を踏まえて、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G7、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に貢献した。また、省エネや再生可能エネルギーの普及促進に関し、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。これらの活動を通じて得た情報や知見を我が国のエネルギー政策の検討に活用した。
- (1) IEAにおいては、28年度に開催された全ての理事会に参加し、非加盟国との協力(アソシエーション)の在り方などについての議論に積極的に関与し、我が国が支持した国々のアソシエーション参加が実現した。また、G7での議論の成果も踏まえ、7月に我が国でガス強靱性(災害等に対するガス供給インフラの耐久性、及び災害等に伴う供給停止後の迅速な供給再開能力)評価に関するワークショップが実施された。さらに、長期財政健全性を含む、IEAの将来について議論する作業部会が設立され、我が国としてもこれに参加し、合意形成を目指して建設的な議論を行った。
- (2) IEFにおいては、9月に閣僚級会合が開催され、我が国から高木経済産業副大臣が出席するとともに、我が国がエネルギー分野における国際協力の推進に積極的な役割を果たし、エネルギー対話の活性化に一層貢献していくとの岸田外務大臣のメッセージを発出した。本会合において我が国からは、G7における関連会合の成果も踏まえ、LNG市場の発展と流動性のあるLNG市場の必要性につき発言するとともに、グローバル・エネルギー・アーキテクチャー(エネルギーに関する世界規模のガバナンスのあり方)の強化に向けた我が国の貢献を紹介した。
- (3) ECTにおいては、11月、同条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議を、我が国が東アジア初の議長国を務めて東京で開催した(参加者数延べ約400人)。議長である岸田外務大臣の立ち会いの下、エネルギー憲章プロセスの近代化を支持する政治宣言である国際エネルギー憲章(IEC)に、イラン、イラク等6者が署名した。また、閣僚会合では藺浦外務副大臣が議長代理として議事進行を務めた。エネルギー憲章プロセスが気候変動対策や持続可能な開発といったグローバルなエネルギーの主要課題にいかなる貢献ができるかなどについて活発な議論が行われ、成果文書として「エネルギー憲章に関する東京宣言」を発出した。また、アジア・エネルギー安全保障セミナーは、エネルギー憲章会議のアウトリーチ・サイドイベントと位置づけて、「グローバル・エネルギー・アーキテクチャーとアジアへの影響」をテーマに議論した。
- (4) IRENAにおいては、29年1月に第7回総会が開催され、我が国からはG7伊勢志摩サミット、G7北九州エネルギー大臣会合及びTICADVIの成果や「福島新エネ社会構想」の紹介を通じ、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた貢献を示した。また、我が国はIRENA創設以来4期連続となる理事国として選出された。
- 2 さらに、我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく、29年2月に藺浦外務副大臣出席の下、在外公館戦略会議を開催し、関連在外公館からエネルギー・鉱物資源専門官を招集して、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性や、エネルギーの安定確保に係る官民連携のあり方、及び専門官の配置拡充の方向性につき議論した。また、同会議に先立ち、29年1月には特定の地域を対象とした初の地域戦略会議として、南アフリカのプレトリアにて、アフリカ地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議を開催した。これらの会議において、在外公館の横のつながりを強化し、資源国である任国との関係強化のグッド・プラクティスを共有するとともに、上記戦略会議及び地域担当官会議における議論の概要は戦略報告書及び提言書の形で公表し、対外発信を行った。
- 3 我が国は、サミット議長国として、G7におけるエネルギー・資源をめぐる議論を主導した。5月には、G7北九州エネルギー大臣会合が林経済産業大臣を議長として開催され、濱地外務大臣政務官が出席した。同大臣会合では、エネルギー投資の促進、エネルギー安全保障の強化及び持続可能なエネルギーについて議論し、具体的なメッセージやアクションをまとめた「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」を発出した。また、その後開催したG7伊勢志摩サミットにおいても、エネルギー分野における議論を議長国として主導し、エネルギー安全保障の確保は、国際社会にとって引き続き喫緊の課題であるとの認識の下、①上流開発、質の高いインフラ、クリーンエネルギー技術への投資の促進、②天然ガス市場の安全保障強化のための行動、③エネルギー技術の革新とエネルギー効率の拡充の推進等について一致した。なお、6月のG20エネルギー大臣会合においても、5月のG7北九州エネルギー大臣会合や伊勢志摩サミットにおいて各国と合意した、継続的なエネルギー投資の重要性等の点について、G20各国とも認識を一致させることができた。

- 4 採取産業に焦点を当てた、G7複雑な契約交渉の支援強化（コネックス）イニシアティブに関しては、G7議長国として「コネックス持続可能な開発に向けた基本指針」の策定を主導した。また、9月には、G7伊勢志摩サミットのフォローアップとして、外務省主催により「G7コネックス・イニシアティブ能力構築・透明性向上国際会議」を東京で開催し、G7関係者や、国際機関、在京大使館、援助関係者等、2日間で延べ200名以上の参加を得て、持続可能な開発の実現に向けた今後の中長期的な支援の在り方や採取産業の透明性向上について議論を行った。また、TICADVIにおける議論のフォローアップとしても位置づけられたことで、アフリカからの被招へい者やアフリカ諸国大使等多くの参加があり、また採取産業透明性イニシアティブ（EITI）とG7コネックス・イニシアティブの連携についても議論でき、我が国の関連分野での様々な取組との相乗効果も得られた。

29年度

年度目標

- 1 国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
 - （1）IEAにおいては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非加盟国との協力事業を支援する。
 - （2）IEFにおいては、産出国と消費国の対話フォーラムとして、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。
 - （3）ECTにおいては、28年度に我が国が議長国として開催したエネルギー憲章会議第27回会合で議論した課題に着実な進展が見られるよう、我が国は29年の副議長国として、議長国であるトルクメニスタンを支援して取組を進めるとともに、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、ECTの普及を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。
 - （4）IRENAにおいては、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした活動を支援する。
 - （5）28年4月に安倍内閣総理大臣が立ち上げた、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出してモデルを世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」につき、アラブ首長国連邦で開催されるWorld Future Energy Summitにおいて、未来に貢献する我が国のエネルギー技術に関係省庁とも連携して発信する。また、在京外交団等を対象に、新エネ社会構想が進む福島に加えて、国内の新エネ・省エネ先進施設への視察を実施し、我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、最近のエネルギー・鉱物資源における情勢の変化を踏まえて、配置公館及び専門官数を含め、最新の情勢に対応することが可能になるよう、同制度の見直し、拡充を図る。また、28年度に初めて特定の地域を対象として実施した地域戦略会議を29年度も実施する。ここでの成果を、29年度の在外公館戦略会議に共有し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。地域戦略会議及び在外公館戦略会議双方に関して、議論内容のうち公表可能な点については引き続き対外的な発信も強化していく。
- 3 G7やG20、APEC等における議論や各種協力においても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 29年度には、近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、エネルギー憲章条約（ECT）等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に貢献した。特に、省エネや再生可能エネルギーに関して、IRENAの活動への貢献等により、普及促進に尽力した。
 - （1）IEAにおいては、11月にフランス（パリ）で第26回閣僚理事会（隔年開催）が開催され、日本から中根外務副大臣及び武藤経済産業副大臣が出席した。同理事会は「持続可能なグローバル成長に向けたエネルギー安全保障の強化」をテーマとし、主に①主要新興国を含めたグローバルなエネルギー安全保障の強化、②エネルギー投資の促進、③エネルギーのデジタル化への対応、④クリーンエネルギーへの転換、⑤IEAが目指すべき将来像について議論が行われた。中根外務副大臣は、

ODA や「福島新エネ社会構想」を通じたクリーンエネルギー分野における我が国の貢献につき紹介するとともに、IEA が目指すべき将来像について、近年の国際エネルギー情勢の変化に伴い非加盟国との協力が一層重要になっている点を指摘し、アソシエーション（非加盟国との協力）の一層の深化を図るべきである旨発言し、多くの国から賛同を得るなど、積極的に議論に貢献した。閣僚理事会への参加に加え、29 年度にはファティ・ビロル IEA 事務局長と外務省政務との会談を 3 回実施した（10 月：堀井巖外務大臣政務官、11 月：中根外務副大臣、30 年 2 月：岡本外務大臣政務官）。さらに、事務レベルにおいても、理事会及び各種作業部会等に資源エネルギー庁と連携して出席するとともに、IEA 幹部との間で頻りに意見交換を行い、IEA の実施する石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非加盟国との協力事業等につき最新情報を収集し、我が国の考え方を伝達した。30 年 2 月に実施された緊急時対応訓練に際しても、我が国としてこの訓練に迅速に対応するとともに、アソシエーション国との協力の好例として評価する旨 IEA 側に伝達し、非加盟国との一層の具体的協力を IEA 側に促した。IEA における日本人職員増強に向けても、IEA 側への累次の働きかけを行い、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）1 名の正式採用実現を後押しした。我が国における IEA の知名度向上にも取り組み、7 月に外務省が主催した国際シンポジウム「アジアにおけるエネルギー安全保障及び投資」にバロー IEA チーフ・エコノミストを招き基調講演を実施するとともに、同氏が都内においてキャリア形成についての講演を行うにあたり支援を行った。

(2) IEF については、4 月に開催された執行理事会に資源エネルギー庁とともに参加し、30 年 4 月にインド（ニューデリー）にて開催予定の閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に参加した。また、IEF の財政基盤安定化のための議論にも参加し、事務局による取組が加盟国に新たな負担を強いるものにならないよう他の加盟国と共に主張し、IEF の特長を活かした活動に重点的に資源を投入すべきとの見解で一致し、義務的拠出の増大を防ぐことができた。

(3) ECT については、29 年 11 月にトルクメニスタン（アシガバット）において開催されたエネルギー憲章会議第 28 回会合に堀井学外務大臣政務官が出席し、兒玉欧州連合日本政府代表部大使が副議長を務めた。閣僚級セッションでは、「持続可能なエネルギーの将来と多様な輸送ルートのための投資の動員」をテーマに議論が行われ、成果文書として「アシガバット・エネルギー憲章宣言」が発出され、投資促進及び投資関連紛争の防止と管理、ECT のメンバーシップの継続的拡大と深化、エネルギー憲章プロセスの近代化などについて確認された。成果文書の作成に際しては、我が国として重視する投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大について適切な記述が盛り込まれるよう、積極的に議論に参加した。なお、本件会議の機会に、兒玉大使が毎年エネルギー憲章条約に最も貢献した人物に贈られるエネルギー憲章賞を受賞した。さらに、29 年 1 月にエネルギー憲章事務局次長に就任した中田眞佐美氏の協力を得て、10 月に同氏が訪日した機会に外務省主催講演会を実施し、関係分野の有識者の参加も得ながら ECT の意義と役割について日本国内に発信するとともに、同事務局における勤務機会についても周知を行った。

(4) IRENA については、30 年 1 月にアラブ首長国連邦（アブダビ）で第 8 回総会が開催され、我が国として初めて外務大臣が出席した。同会議において、河野外務大臣が政策スピーチ「日本の再生可能エネルギー外交 ―気候変動とエネルギーの未来」を発表し、今後日本が世界の動きを正しく理解し、長期的視野に立った一貫した対応をとることを宣言した。また、同総会開催中に行われたアミン事務局長と河野外務大臣との会談において、IRENA 事務局における日本人職員の増強、福島新エネ社会構想について意見交換を行った。さらに、日本人職員増強に向けた取組の一環として、IRENA への JPO 派遣に関する協力覚書に合意し、第 8 回総会の機会に河野外務大臣の臨席を得てアミン事務局長と藤木駐アラブ首長国連邦大使との間で署名式を実施した。この他、理事会等の会合にも関係省庁とともに出席し、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）等、我が国が重視する IRENA の活動について支持や活動の方向性に関する意見等を表明した。

(5) さらに、上記 IRENA 総会に引き続いてアブダビで行われたワールド・フューチャー・エネルギー・サミット（WFES）においても、「福島新エネ社会構想」を紹介する河野外務大臣スピーチを発表し、急速に復興が進む福島の様子を伝えつつ、国際原子力機関（IAEA）や国連食糧農業機関（FAO）などの国際機関が日本の食品安全管理やモニタリング体制を適切であると評価していることを踏まえ、福島産食品の魅力をアピールした。また、6 月に在京外交団を対象とした福島県いわき市へのスタディーツアーを実施し、高効率石炭火力発電所である勿来（なこそ）発電所及びその他の復興関連施設等の視察を行い、計 14 か国から 14 名の参加があった。

2 また、我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく、29 年 2 月に続き、30 年 2 月に中根外務副大臣、岡本外務大臣政務官出席の下、関連在外公館からエネルギー・鉱物資

源専門官等を招集して東京において在外公館戦略会議を開催し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性や投資動向の全体像について、有識者等からの基調講演を行うとともに、昨今特に注目されるエネルギー関連技術等への投資動向について議論した。また、同会議に先立ち、30年1月には特定の地域を対象とした地域戦略会議として、トルコ（イスタンブール）にて、中央アジア・コーカサス地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議を開催した。これらの会議において、在外公館の横のつながりを強化し、資源国である任国との関係強化のグッド・プラクティスを共有するとともに、上記戦略会議及び地域担当官会議における議論の概要を戦略報告書及び提言書の形で公表し、対外発信を行った。なお、4月には、国際的なエネルギー需給構造や日本企業の進出状況等の変化に対応していくため、エネルギー・鉱物資源専門官の配置見直しを行い、新たに6つの在外公館に同専門官を指名した。

- 3 G7・G20やAPEC等の国際的フォーラムにおいても、我が国が重視する点が首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映されるよう、積極的に議論に貢献した。G7については、4月にイタリア（ローマ）においてG7エネルギー大臣会合が開催され、日本からは高木経済産業副大臣及び滝沢外務大臣政務官が出席し、アフリカ開発会議（TICAD）やアフリカにおけるエネルギーアクセス向上に向けた我が国の協力を紹介し、引き続き本分野におけるG7諸国間での協力を進めることが重要である旨主張した。会議の結果とりまとめられた議長総括においては、（ア）質の高いインフラ、上流投資、省エネへの投資の重要性、（イ）LNG市場の柔軟性や、取引の透明性をより高めるための官民一体となった取組の促進、（ウ）ベースロード電源、脱炭素エネルギーとしての原子力の意義等、我が国が重視する論点が確認された。G20については、7月に開催されたハンブルク・サミットでは首脳声明及び附属文書である「気候変動・エネルギーに関する行動計画」にエネルギーの要素が盛り込まれ、日本として重視するエネルギー商品及び技術の開放的かつ柔軟で透明性の高い市場の形成に取り組むことなどが確認された。APECについては、4月にシンガポールにおいて第53回、11月にNZにおいて第54回エネルギー作業部会（EWG）がそれぞれ開催され、日本は積極的に議論に参加し、APECとしての今後のエネルギー関連の取組予定に日本の意見を反映させるとともに、日本のエネルギー外交の取組について加盟エコノミーに紹介した。また、アジア太平洋エネルギー研究センター（APEREC）とも連携し「質の高い電力インフラ」、「低炭素モデルタウン」及び「石油・ガス・セキュリティ」等の主要イニシアティブを主導し、エネルギー需給に関するデータ収集及び分析の強化により、地域内のエネルギー安全保障の強化及びエネルギー効率の向上や再生可能エネルギー導入などの推進に貢献した。さらに、9月にはフィリピン（マニラ）において、ASEAN+3及び東アジアサミット（EAS）のエネルギー大臣会合が開催され、日本から、ASEAN各国の進捗レベルに合わせた、よりきめの細かい省エネルギー協力を強化していくことを提案し、議論に貢献した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：a）

測定指標3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（一年度）

関連する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主導的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

28年度

年度目標

- 1 食料の安定供給に向け、国連食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等の関連する国際機関や多数国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
- 2 特に、世界食料安全保障委員会（CFS）において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及させるための議論に積極的に参画し、責任ある農業投資の促進を図る。
- 3 重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組に関して外務省内地域局課への助言・提案等の働きかけを強化する。
- 4 G7サミット議長国として我が国が主催する農業大臣会合に外交的視点からインプットを行うとともに、G7食料安全保障作業部会で食料安全保障及び栄養に関する取組強化を主導する。

施策の進捗状況・実績

- 1 世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や「責任ある農業投資」の促進を、FAO等の国際機関や関連国際会議の場で引き続き主導した。FAOについては、FAOの組織運営に対する我が国の発言力、FAOの活動に関する国民への説明及びFAOにおける日本人職員の増強に向けた取組を一層強化すべきという28年度行政事業レビュー・公開プロセスの指摘も踏まえ、29年1月には、日・FAO関係の抜本的強化のため、第1回となる日・FAO戦略協議をFAO本部（ローマ）で開催し、我が国からは外務省と農林水産省の両省が参加した。我が国の重視するアジェンダをインプットするとともに、我が国の積極的関与の1つの形としての日本人職員数の増加と望ましい水準の達成に向けて具体的な行動を取ることを確認した。さらに、IGCやICOについても、全ての理事会に参加し、我が国にとってより有益な統計資料や情報分析レポートが得られるようIGCに働きかけ、また我が国の意向を反映したICOの戦略見直しが進むよう、議論に積極的に貢献した。
- 2 CFSにおいて採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及すべく、5月に我が国がG7議長国として主導して策定した「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」において、G7が協働して取り組む具体的行動の一つとして盛り込んだ。
- 3 月例の穀物価格レポートを関係在外公館向けに送付したほか、穀物メジャーの動向に関する調査、米国における食料供給の行方及びFAOを始めとする国際機関が発出した報告書の概要資料等をまとめ、外務省内関係課室や在外公館に共有した。
- 4 我が国は、28年のG7議長国として、食料安全保障・栄養をめぐる議論を主導した。5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいては、持続可能な開発目標(SDGs)や気候変動に関するパリ協定等を踏まえ、世界の食料安全保障の強化と栄養の改善のため、3つの重点分野においてG7が協働して進める具体的行動を列記した「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」の策定を主導した。また、G7伊勢志摩サミットのフォローアップとして、10月には外務省の主催により「食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム」を開催。安倍昭恵内閣総理大臣夫人及び菫浦外務副大臣も出席した同シンポジウムでは、G7関係者や、国際機関、市民社会、民間企業等から2日間で延べ200名以上が参加し、サミットで策定された行動ビジョンが示した重点分野についての議論を深め、多様な関係者による貢献や、実施強化のためのデータ向上、資金動員や説明責任の強化等についても活発に議論した。

29年度

年度目標

- 1 食料の安定供給に向け、国連食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等の関連する国際機関や多数国間の枠組み等での議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。特にFAOについては、28年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、5月に予定されているグラツィアーノ FAO 事務局長の訪日や第2回日・FAO 年次戦略協議を通じて、我が国が重視する分野や取組についてFAOにインプットするとともに、日・FAO関係の抜本的な強化を図る。
- 2 世界食料安全保障委員会(CFS)において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及させるための議論に積極的に参画し、責任ある農業投資の促進を図る。
- 3 G7やG20、APEC等における議論や各種協力においても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。
- 4 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 FAOについては、5月にグラツィアーノ FAO 事務局長の4年ぶりの訪日を実現し、滞在中には、岸田外務大臣を始めとした政府要人との会談を通じ、FAOの活動に対する我が国の考えをハイレベルから伝達した。また、同事務局長は東京都内で実施された講演会や「ふくしまスイーツ賞味会」等への出席、岐阜県の世界農業遺産訪問等を通じて、FAOの活動とその重要性について積極的に対外発信し、日本国内におけるFAOの認知度向上に貢献し、日本国民からのFAOの活動に対する理解向上を通じて日・FAO関係の基盤を強化した。同事務局長の訪日の機会には、フランス料理人の中村勝宏氏とジャーナリストの国谷裕子氏が日本人初のFAO親善大使(日本担当)に任命された。中村親善大使はFAOの活動と日本の重要な接点の一つとして食品ロスの削減に焦点を当て、東京都内で行われた「スープ・ド・ポアソンの会」やタイ(バンコク)で行われたFAO主催セミナー等の機

会に、食材を無駄なく利用した料理をふるまいながら食品ロス削減の重要性を訴えたところ、外務省としても「スープ・ド・ポアソンの会」に佐藤外務副大臣が出席して挨拶するなどして、こうした取組を側面支援した。

30年1月には、第2回日・FAO年次戦略協議を東京で開催し、FAO側からはグスタフソン事務局次長（プログラム担当）を筆頭とする関係者、我が国からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では、我が国の重視する事項について詳細に説明した。具体的には、29年度補正予算や緊急無償資金協力等を含めた日本によるFAOへの財政貢献を明確に示すこと、日本国内におけるFAOの活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること、FAOにおける日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ、今後1年間で日・FAO両者が取り組むべき方向性について認識の一致を見た。また、グラツィアーノ事務局長の訪日時と同様、グスタフソン事務局次長は訪日中に政府要人との会談、都内での講演、食品ロスや責任ある農業投資に関するセミナーへの出席、宮城県の世界農業遺産への訪問等を行い、日本国内におけるFAOの認知度向上に貢献した。

FAOにおける日本人職員の増強に向けては、年間を通じて積極的な広報活動を展開した。5月にはグラツィアーノ事務局長講演会とあわせてジョブセミナーを実施し、国際機関での勤務に関心を持つ大学生・大学院生等約300名に対し、FAOが世界規模での食料増産や栄養改善、持続可能な農林水産業の促進に果たしている役割や、FAOで勤務する魅力とやりがいを日本の若者に伝え、潜在的なFAO職員候補者の動機付けに貢献した。同様に、30年1月にはグスタフソン事務局次長講演会とあわせてジョブセミナーを行い、約260名の参加を得た。これに加え、FAO日本人職員の協力を得て、当該職員の一時的帰国の機会にキャリアセミナーを6月と10月に行った。

IGCについては理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加した。特に、29年中には新事務局長の選出が行われたところ、一大輸入国として多くの投票権を有する我が国としても、資質の高い候補者が適切なプロセスに沿って選出されるよう、責任を持って積極的に議論に参加した。ICOについても、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

- 2 世界食料安全保障委員会(CFS)においては、26年度から日本は財政支援を行い「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」プロジェクト及び「国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン(VGGT)実施支援」プロジェクトを実施しているところ、29年度においても、他国政府、民間部門、市民社会部門など多様なステークホルダーとの間でVGGTの実施に関する経験の共有を行うなど、引き続き同原則の実施・普及に関する取組を進めた。
- 3 5月のG7タオルミーナ・サミットにおいて、引き続き食料安全保障は重要課題として取り上げられ、特にサブサハラ・アフリカにおける食料安全保障、栄養及び持続可能な農業に対する共同の支援を高めることが決定された。また、APECについては、29年8月にベトナムにおいて開催された気候変動に対応した食料安全保障と持続可能な農業の促進に関するハイレベル政策対話に出席し、積極的に議論に貢献した。
- 4 関係国際機関の報告書を元に穀物価格や世界の食料安全保障の現状等を概要資料等にまとめ、外務省内関係課室や在外公館に共有し、省内の外交政策立案、在外公館の情報収集・分析等に貢献した。また、FAO・IGC・ICOに加えて国際食糧政策研究所(IFPRI)等の食料関係国際機関や緊急食料支援を行うNGO、農林水産政策研究所等との間で意見交換を行った。
- 5 食を通じた福島復興支援にも積極的に取り組んだ。5月のグラツィアーノFAO事務局長の訪日時に開催した「ふくしまスイーツ賞味会」では、福島市から提供された福島市産の果物を使い、著名なシェフが料理したスイーツ2種類を同事務局長を含む参加者が賞味することで、東日本大震災からの復興を後押しした。また、6月の在京外交団向け福島県いわき市スタディーツアーや7月のアジア・エネルギー安全保障セミナー等のエネルギー関連行事の実施に際しても、福島県産品の安全性や魅力に関する情報発信の要素を組み込んだ。
また、FAOからの要人訪日時に世界農業遺産認定地への視察を予定に組み込むことで、FAOを通じ日本の地方の魅力の世界への発信を実現した。

28・29年度目標の達成状況：A（28年度：a，29年度：a）

測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（一年度）

我が国国益に即した漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また、将来的な商業捕鯨の再開を目指し、国際捕鯨委員会（IWC）における海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。

28年度

年度目標

- 1 漁業交渉を主導し、協議を継続する。27年に我が国に設置された北太平洋漁業委員会事務局が円滑に機能するよう、事務局設置国として必要な支援を行う。その他の地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導し、我が国の利益に沿った保存・管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会（IWC）加盟国の理解を求める。また、IWC以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行う。
また、ニホンウナギについては、中国・韓国・台湾等に対し、資源の保存管理の枠組み設立や、ウナギの違法な輸出を排除するためのあり得べき枠組み及び養鰻生産量の制限等に関する働きかけを行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 北太平洋漁業委員会（NPFCC）の第2回委員会会合において、①IUU漁船リスト作成手続、及び②マサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨すること等を内容とする保存管理措置を我が国が提案し、採択された。また、第193回通常国会において、同委員会の事務局設置国として、北太平洋漁業委員会特権・免除協定の締結に向けた審議が開始された。
- 2 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）では、外部有識者によるパフォーマンスレビューにおいて、我が国を始めとする加盟国による保存管理措置の継続的な実施による大西洋クロマグロの回復が外部有識者から高い評価を得たほか、年次会合において大西洋クロマグロの漁獲可能量（TAC）を29年以降3年連続で増加させることを確認できた。みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）では、年次会合において我が国の提案に基づく公海大型流し網漁業に対する禁止決議を決定したほか、30年以降3年間のTACを現行から3,000トン増加させることができた。
- 3 違法・無報告・無規制（IUU）漁業については、我が国は、責任ある漁業国として、海洋生物資源の持続可能な利用のため、4月のG7外相声明を始めとする様々な場面で、その重要性を強調した。現在は、同対策の一環として、寄港国がIUU漁船に措置を講ずることを内容とした「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」を締結すべく、第193回通常国会で審議が開始された。
- 4 ニホンウナギについては、我が国はニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と、引き続き、国際的な管理体制構築並びに養鰻生産量の制限等に関する協議を行うとともに、二国間協議やワシントン条約（CITES）関連会議の機会等国際社会において右取組への理解を呼びかけた。
- 5 捕鯨問題については、二国間及び多国間会合（5月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や9月の東カリブ漁業大臣会合等）の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対するIWC加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った。また、商業捕鯨再開のために必要な科学的情報を収集すべく、27年度に続き「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を28年12月から実施し、北西太平洋においても、11月、26年のICJ判決を踏まえた新たな「新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）」案をIWC科学委員会に提出した。さらに、IWCにおいては、我が国は、捕鯨国と反捕鯨国の間に鯨類資源の持続可能な利用に関する根本的な立場の違いが存在し、IWCが機能不全に陥っている状況を打開すべく、締約国がこの根本的な立場の違いを認識した上で、IWCの将来につき建設的な議論を行うよう、IWC総会の場などで率先して働きかけを行った。

29年度

年度目標

- 1 各地域漁業管理機関における議論を主導する。27年に我が国に設置された北太平洋漁業委員会事

務局が円滑に機能するよう、特権・免除協定の早期発効に向けた手続を含む事務局設置国として必要な支援を行う。その他の地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。

- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、IWC加盟国の理解を求める。また、IWC以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行い、IWCにおける鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と、協議を実施するとともに、国際社会の理解を得るために働きかけを行っていく。
- 4 海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定の29年度における締結の達成等を始めとして、IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会(NPFC)では公海乗船検査手続が、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)では寄港国措置案が議論されているところ、これらに積極的に関与し、我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 北太平洋漁業委員会(NPFC)の第3回委員会会合において、①IUU漁船リストへの無国籍船23隻掲載、②サンマに関し、遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加を禁止する保存管理措置、③マサバに関し、公海で漁獲する許可漁船の隻数増加を禁止する保存管理措置を我が国が提案し、採択され、更に公海乗船検査手続についても我が国の主張を反映する形で採択された。同委員会の事務局設置国として、北太平洋漁業委員会特権・免除協定が第193回通常国会において5月10日に承認され、6月2日に発効した。

大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)では、我が国を始めとする加盟国による保存管理措置の継続的な実施による大西洋クロマグロの回復が外部有識者から高い評価を得たこともあり、年次会合において大西洋クロマグロの漁獲可能量(TAC)を30年以降の3年間で段階的に増加させることが決定された。

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)では、太平洋クロマグロの漁獲制御ルールについて我が国の提案に基づいて議論が行われ、資源評価の結果「暫定回復目標」の達成確率が75%を上回った場合に増枠の検討を可能とする保存管理措置が採択された。また、熱帯まぐろに関し、新しい保存管理措置が採択されなければ現行の措置が失効し、一切の規制がなくなる懸念のあった状況下で、集魚装置(FADs)禁漁期間は短縮されたものの、我が国主導でFADs個数制限や島嶼国チャーター船公海操業日数制限を含む新たな保存管理措置を採択できた。寄港国措置については、我が国とフォーラム漁業機関(FFA)との共同提案を元に保存管理措置が採択された。

- 2 捕鯨問題については、二国間及び多国間会合(9月、10月、30年1月にそれぞれセントルシア、モロッコ、日本において我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や9月の東カリブ漁業大臣会合等)の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対するIWC加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った結果、IWC加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか、ベトナムやミャンマー等、我が国と同じ立場で新たにIWC加盟を検討する国が増加した。また、商業捕鯨再開のために必要な科学的情報を収集すべく、29年度の「新南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-A)」を12月から30年3月まで実施した。北西太平洋においても、5月のIWC科学委員会における議論等を十分踏まえ「新北西太平洋鯨類科学調査計画(NEWREP-NP)」を決定し、初年度の調査を6月から9月まで実施した。
- 3 ニホンウナギについては、我が国はニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と、26年9月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況やそれ以降、各国・地域がとった管理措置について情報共有等を行うとともに、29年6月の協議には欠席した中国とも調整し、その結果を共同プレスリリースとして発表し、国際社会における本取組への理解を呼びかけた。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業については、我が国は、責任ある漁業国として、海洋生物資源の持続可能な利用の重要性を強調してきた。このような背景の下、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否等の措置をとることについて規定する「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」(違法漁業防止寄港国措置協定:28年発効、52か国及びEUが締約国)がIUU漁業対策に果たす役割の重要性を認識し、

29年5月に加入書を寄託し、同協定は6月に我が国について効力を発生した。また、北太平洋漁業委員会（NPFC）の第3回委員会会合において、我が国の提案を基にNPFCとして初のIUU漁船リストを作成し、無国籍船23隻が掲載され、更に公海乗船検査手続きも我が国の主張を反映する形で採択された。また、11月、北極海沿岸5か国（米、露、カナダ、ノルウェー及びデンマーク）及び我が国、中国、韓国、アイスランド、EUとの間で北極海中央の公海部分における無規制な漁業を防止する協定に大筋合意した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	中期目標値	28年度		29年度		28・29年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	45	62	40	55	B (28年度：b， 29年度：b)

測定指標3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

	中期目標値	28年度		29年度		28・29年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	16	18	20	19	B (28年度：b， 29年度：b)

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保】

28年度

資源・エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中、G7サミットやエネルギー憲章会議の議長国として国際的な議論を主導し、エネルギー投資の促進やLNG市場の発展等に関するメッセージを発出することができ、また、在外公館戦略会議や地域戦略会議を活性化するなど、我が国への資源・エネルギーの安定供給につながる取組を強化できた。

(1) IEAについては、我が国が積極的にIEAとの間での協力強化を支持したシンガポールやインドがアソシエーション国として参画することとなったことは高く評価できる。また、G7での議論も踏まえ我が国で実施されたガス強靱性評価に関するワークショップは、我が国のガスセキュリティに係る基本認識の再整理や政策推進に寄与したとともに他の加盟国における活用も期待できるなど、効果が高かった。各種作業部会等にも引き続き積極的に関与し、建設的に議論に参加して我が国として存在感を示すことができた。

(2) IEFについては、9月の閣僚級会合において、G7での成果も踏まえる形で我が国の貢献や積極的な役割を強くアピールできた点は効果が高かった。また、我が国としても重視している上流部分を含むエネルギー投資の維持・拡大や、市場の透明性の向上、国際機関共同データイニシアティブ（JODI）の拡充、IEA・IEF・OPECの間での協力の促進の重要性が、産消双方の国間で再認識されたことは有益であった。

(3) ECTにおいては、議長国である我が国と事務局の連携した働きかけ等により、新たに6者がIECに署名したことでエネルギー憲章会議のオブザーバーが増加し、ECTの裾野拡大に貢献できたことは高く評価できる。また、エネルギー憲章会議の成果文書である東京宣言にG7伊勢志摩サミットとも呼応するメッセージを入れる形でとりまとめることができ、エネルギー憲章の役割や今後の方向性についての議論に大きく貢献できた点が効果的であった。さらに、エネルギー憲章会議史上最大級の参加を得られた会合となり、我が国のリーダーシップを示すことができた点も有意義であった。また、アジア・エネルギー安全保障セミナーを、エネルギー憲章会議のアウトリーチ・サイドイベントとして位置づけて実施したことで、幅広い国・地域からの参加を得て、アジアのエネルギー安全保障強化と今後の展望につきECTとの相乗効果を得る形で議論することができ、有益であっ

た。(28年度：アジア・エネルギー安全保障セミナー(達成手段⑤)、第27回エネルギー憲章会議閣僚会合の日本開催(達成手段⑦))

(4) IRENAにおいては、29年1月の総会において、28年のG7伊勢志摩サミット及びTICADVIでの再生可能エネルギー分野での我が国の成果を紹介することで、同分野における国際協力を主導している点をアピールでき、また併せて「福島新エネ社会構想」と同構想の下での我が国の取組を広く対外発信できた点でも、非常に効果的であった。また、IRENA設立以来4期連続となる理事国に選出されたことで、IRENAの管理・運営に責任を持って関与していく姿勢を示すことができた。

(5) 29年1月のアフリカ地域戦略会議及び2月の在外公館戦略会議は、27年度までの取組と異なり、議論の成果を提言や戦略報告書の形で可能な範囲で公表し、今後の我が国のエネルギー・資源外交の強化のためのビジョンと取組指針を示すことができ、有益であった。これらの会議については、各種メディアでも取り上げられ国内での関心喚起にもつながるとともに、その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化するなどオールジャパンでの連携強化が促進され、高い効果があった。(28年度：資源問題への対応(達成手段①))

(6) 5月のG7伊勢志摩サミット及びG7北九州エネルギー大臣会合では議長国としてG7の議論を主導し、成果文書において我が国が重視する上流開発の促進や天然ガス市場強化等の重要性を盛り込むことができた点など、世界のエネルギー安全保障の強化に向けてリーダーシップを発揮できたことが評価できる。また、G7の成果をエネルギー憲章会議や他の国際機関の議論にも流し込み、エネルギー・資源の安定供給確保に関して我が国が重視する点をグローバル・アジェンダにおいても主流化することができ、効果的であった。また、G7コネックス・イニシアティブに関しても、9月にサミットのフォローアップ会合を東京で主催した際に、G7とTICADVI、またG7とEITIのそれぞれの間で取組を促進する相乗効果を得られた点が有益であった。(28年度：採取産業透明性向上の取組促進に向けた有識者会合(達成手段⑨)、2016年日本開催サミット(複雑な契約交渉の支援強化会合関連経費)(達成手段⑩))

29年度

世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きている中、日本のエネルギー・資源外交及び再生可能エネルギー外交の指針と取組に関するメッセージを発出することができたことは有意義であった。また、在外公館戦略会議や地域公館担当官会議を活性化するなど、我が国への資源・エネルギーの安定供給につながる取組を強化できた。

(1) IEAについては、我が国が積極的にIEAとの間での協力強化を支持したメキシコがアソシエーション国として参画することとなったことは高く評価できる。また、11月に開催された第26回閣僚理事会に、外務省から中根外務副大臣が出席して積極的に議論に参加したこと、特に7月に外務省が発表した「日本のエネルギー・資源外交 ―未来のためのグローバル・ビジョン」を紹介し、我が国の新たなエネルギー外交について国際社会に発信できたことは有益だった。また、ファティ・ビロルIEA事務局長と外務省政務との会談を通じ、非加盟国との協力における受益と責任のバランスの重要性等につき意見の一致を見るとともに、日本側からIEAにおける日本人職員増強の必要性につき強く伝達し、ビロル事務局長からも日本人職員の貢献につき高い評価が述べられる等、日・IEA関係の強化に一定の効果があった。各種作業部会等にも引き続き積極的に関与し、建設的に議論に参加して我が国として存在感を示すことができた。29年度アジア・エネルギー安全保障セミナーとして7月に実施した国際シンポジウム「アジアにおけるエネルギー安全保障及び投資」において、バローIEAチーフ・エコノミストが基調講演を実施したことは、IEAの最新の知見を得てエネルギー投資における課題と展望を議論する上で非常に有益であった。日本人職員増強に関しては、IEA側への働きかけも功を奏してJPO1名の正式採用が実現したことは高く評価できる。日本国内におけるIEAの知名度向上に向けた活動も、潜在的なIEA日本人職員候補者の意欲と関心を喚起する上で有益であった。(29年度：アジア・エネルギー安全保障セミナー(達成手段⑤))

(2) ECTにおいては、堀井学外務大臣政務官がエネルギー憲章会議第28回会合に出席し、エネルギー投資や質の高いインフラ投資、流動性の高いLNG市場の必要性などについて発言した上で、我が国の新たなエネルギー外交について国際社会に発信できたことは有意義であった。また、エネルギー憲章賞に兒玉大使が選ばれたことは、我が国によるECTへの貢献を広く知らしめるものとして高く評価できる。さらに、中田事務局次長の訪日機会に講演会を実施したことにより、ECTの活動につき日本国内に発信するとともに、日本国内の関係各層のECTに対する関心や期待について理解を深めることができたことは、講演会の参加者それぞれにとり有益な機会となった。

(3) IRENAにおいては、第8回総会に我が国の外務大臣として初めて河野外務大臣が出席し、政策スピーチを発出したところ、スピーチ実施直後のみならず、その後も数か月にわたって内外主要メ

ディアの論説記事等で広く取り上げられることとなり、我が国として再生可能エネルギーの重要性を踏まえたエネルギー外交を行っていく姿勢を強く印象づける上で大変有意義であった。また併せて「福島新エネ社会構想」と同構想の下での我が国の取組を広く対外発信できた点でも、非常に効果的であった。さらに、同総会開催中にアミン事務局長と河野外務大臣との会談を行い、再生可能エネルギーの普及促進に向けた日・IRENA 間での更なる協力の強化を確認したことは極めて有意義であり、その後 30 年 4 月のアミン事務局長訪日（外務省閣僚級招へい）につながった。JPO 派遣に関する協力覚書への署名は、日本政府や日本企業が IRENA に JPO の形で職員を派遣することを可能にするものであり、IRENA における日本人の勤務可能性を広げる重要なステップとして評価できる。外務省の JPO 派遣制度においても 30 年度募集から IRENA が派遣候補先機関に加わるなど、具体的な勤務機会の提供につながった。

(4) WFES における「福島新エネ社会構想」の紹介は、IRENA 総会における発信を補足し、エネルギーの専門家に対して同構想の意義をより詳しく紹介する上で意義があった。また、6 月の在京外交団向け福島県いわき市スタディーツアーについては、日本の最新鋭の技術を実用化した発電所の視察が参加外交団から高く評価されたほか、福島の復興についても施設見学や地元食材を使用した昼食等を通じてアピールし、地元メディアに広く取り上げられる等の成果があった。（29 年度：在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察（達成手段⑦））

(5) 30 年 1 月の中央アジア・コーカサス地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び 30 年 2 月の在外公館戦略会議では、我が国のエネルギー・資源外交および再生可能エネルギー外交強化のための取組をまとめ、報告書の形で発表することができ、有益であった。これらの会議については、議論の成果を提言や戦略報告書の形で可能な範囲で公表し、各種メディアでも取り上げられ、国内での関心喚起にもつながり、その後外務省と関係機関等間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化するなどオールジャパンでの連携強化が促進され、高い効果があった。（29 年度：資源問題への対応（達成手段①））

(6) G7 や APEC 等の国際的フォーラムにおいても、我が国が重視する点は首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等におおむね反映された。また、我が国がエネルギー外交において重視している事項について、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。

【測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化】

28 年度

食料の大半を輸入に頼る我が国にとって、世界の食料の安定供給の確保は我が国の食料安全保障の強化に資するとの立場から、28 年度も関係国際機関等における食料安全保障をめぐる国際的な議論に積極的に参加・貢献するとともに、情報収集・分析を強化し、また G7 議長国として食料安全保障・栄養分野での国際的な議論を主導し、我が国及び世界の食料安全保障の強化に貢献できた。

(1) 行政事業レビュー・公開プロセスで受けた組織運営への発言力、活動に関する国民への説明および日本人職員増強の取組をそれぞれ強化すべきとの指摘が良い触媒となって日・FAO 関係の抜本的強化を進めており、初の日・FAO 戦略協議においては外務省と農林水産省が一体となって FAO 側に我が国の関心事項をインプットすることができ、重視する政策を FAO の活動に反映させる点で効果的であった。また、FAO との間で合意した日本人職員の増強に向けた具体的取組が実を結び、28 年以降、29 年 5 月までに通常予算ポスト職員が 7 名増加し、幹部レベルでは事務局長補レベルを含む 3 名が新規採用されるなど、着実に職員数が増加していることで、我が国の積極的な関与が可能となった。IGC 及び ICO についても、適時適切に理事会はもちろん議場外でも主要加盟国及び事務局とコミュニケーションを取っていることで、各種議論に我が国及び関係民間企業等の意向も反映することができ、効果的であった。（28 年度：国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段②））

(2) 28 年度は、月例の穀物価格レポートにも話題のトピックについてわかりやすいコラムを入れるなど情報発信を工夫したほか、穀物メジャー動向や農業・種子企業の買収等が我が国の食料安全保障に与える影響等の特定テーマを深掘りした調書も作成し、関係地域課室や在外公館の担当者の知見を強化する上で役立てられるよう努めた。

(3) G7 議長国として、「食料安全保障と栄養に関する G7 行動ビジョン」の策定を主導し、我が国が重視する分野での世界的な取組を促進するとともに CFS における「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」（CFS-RAI）の適用・実施の普及につなげることができ有益であった。また、サミットのフォローアップとして開催した「食料安全保障・栄養に関する G7 国際シンポジウム」では、サミットの成果である「G7 行動ビジョン」を一般にも広く発信できたことも

に、国際機関や研究機関、市民社会や民間企業等の多様な関係者の間で知識や経験が共有され連携強化を促すことができ、特に効率性・有効性が高く、当該分野での我が国のリーダーシップを国内外の専門家にも印象づけることができた点で有意義であった。（28年度：国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段②）、食糧の安全保障のレジリエンス強化（達成手段⑧）、2016年日本開催サミット（G8食料安全保障作業部会関連経費）（達成手段⑫））

29年度

食料の大半を輸入に頼る我が国にとって、世界の食料の安定供給の確保は我が国の食料安全保障の強化に資するとの立場から、29年度も関係国際機関等における食料安全保障をめぐる国際的な議論に積極的に参加・貢献するとともに、情報収集・分析を強化し、食料安全保障・栄養分野での国際的な議論を主導し、我が国及び世界の食料安全保障の強化に貢献できた。

（1）28年度に続き、日・FAO関係の抜本的強化が一層進んだ。中でも、29年1月の第1回日・FAO年次戦略協議における合意に基づき、5月にグラツィアーノ FAO 事務局長、また30年1月にグスタフソン事務局長の訪日を実現し、各種取組を行ったことは、多くの面で日・FAO関係の強化に大いに資する取組であった。また、第1回年次戦略協議の機会にFAOとの間で合意した日本人職員の増強に向けた具体的取組が実を結び、28年以降、29年末までに通常予算ポストの日本人職員が総数14人（幹部レベルでは3人）増加した。望ましい日本人職員数との間には未だ大きな乖離があるものの、近年FAOにおける日本人職員数が停滞傾向にあったことを考えると大きな進歩であり、今後仮に同様のペースで日本人職員増強が進めば、合意から5年間で望ましい日本人職員数を実現することも可能となる見通しである。幹部職員の増強が進んだことの意義も大きく、特に事務局のナンバー3にあたる林業局長に日本人職員が採用されたことは特筆に値する（国際機関全体で見ても、同レベルの職位にある日本人職員は数名程度）。（29年度：国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段②））

（2）東日本大震災の発生から6年あまりが過ぎてもなお福島県産品に対する風評被害が根強く残っていることを踏まえて、食を通じた福島復興支援にも積極的に取り組んだ。5月の「ふくしまスイーツ賞味会」では、関係各界の協力を得て高水準のスイーツを提供したところ、グラツィアーノ FAO 事務局長をはじめとする出席者が満面の笑みでこれを賞味し、同事務局長からは「福島県産品の安全性を心配する理由はない」との発言があった。こうした様子がメディアを通じて広く発信されたことは、福島県産品に対する前向きな印象の醸成に寄与したものと評価できる。また、エネルギー関連行事の機会にも食を通じた福島復興支援の要素を積極的に盛り込むことで、元来食に関心のある層のみならず幅広い層に向けて福島の食の安全性と魅力につき発信することができた。

（3）また、世界農業遺産の視察を目的に、グラツィアーノ FAO 事務局長が岐阜県、グスタフソン同事務局長が宮城県をそれぞれ訪問し、FAO側と地元関係者のそれぞれが世界農業遺産の意義についてより深く理解を深めることができた。これらの訪問は地元メディアを中心に高い関心を集め、記事やニュースとして報道され、またFAOを通じた地方の魅力の世界への発信にもつながった。

以上のとおり、28・29年度を通じ、G7における食料安全保障・栄養分野での具体的な行動を示した成果文書の策定、日・FAO関係の抜本的強化の進展や日本人職員数の顕著な増強、更には食を通じた福島復興支援など、目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

【測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保】

28年度

大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）において漁獲枠の増加による我が国の直接的な権益を確保できたこと、北太平洋漁業委員会（NPFC）の第2回委員会会合において、①IUU漁船リスト作成手続、及び②マサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨すること等を内容とする保存管理措置を我が国提案で採択されたことは、海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保を図る上で効果が高かった。また、NPFC事務局の設置国として、その円滑な活動を確保すべく、NPFC特権・免除協定の早期締結に向けて国会審議が開始されたことは一定の効果があった。さらに、様々な機会を利用して粘り強く働きかけた結果、ケニアが、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用に賛成する立場に転じ、IWC総会の場で積極的に議論に参加するという大きな効果があった。（28年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③）、鯨類の持続可能な利用に関するセミナー開催（達成手段④））

29 年度

捕鯨問題については、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく、二国間及び多国間会合の機会を捉え、様々なレベルで働きかけを行った結果、次回 IWC 総会に向けて捕鯨支持国間で連携の強化が確認できた。また、29 年度の「新南極海鯨類科学調査計画 (NEWREP-A)」を 12 月から 30 年 3 月まで実施したことで、鯨類資源を持続可能な形で利用するための科学的データを収集することができた。(29 年度：捕鯨問題に関する理解促進のための事業 (達成手段⑧))

ニホンウナギについては、我が国はニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と、国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として 26 年 9 月に発出した共同声明の遵守状況やそれ以降、各国・地域でとった管理措置に関して引き続き協議を行った。29 年 6 月に開催された協議において、中国を含め各国・地域がニホンウナギの池入れ上限を厳守していることを確認し、各国・地域のこれまでの取組を国際社会へ示すため、協議自体には欠席した中国とも調整の上、共同プレスリリースを発出する等、国際社会において本取組への理解を得るための取組を行うことができた。

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 及びみなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) において漁獲枠の増加による我が国の直接的な権益を確保できたこと、北太平洋漁業委員会 (NPFIC) の第 3 回委員会会合において、①NPFIC 初の IUU 漁船リストとして無国籍船 23 隻の掲載、②サンマ及びマサバ保存管理措置等を我が国提案で採択されたことは、海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保を図る上で効果が高かった。また、島嶼国をはじめとして違法漁業防止寄港国措置協定を締結していない加盟国・地域が多く存在する中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) において、寄港国措置に関する保存管理措置を採択できたことは、同協定を補完することができるという意味で意義が大きかった。また、同措置に関する事前の交渉を経て太平洋諸島フォーラム漁業機関 (FFA) と当該保存管理措置案を共同提案することができたということは、我が国の漁業者にとって重要な島嶼国との関係を発展させることにもつながったと言える。(29 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (達成手段③))

また、寄港国が IUU 漁船に対して入港拒否等の措置をとることについて規定する「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」(違法漁業防止寄港国措置協定：28 年発効) に加入したことにより、海洋生物資源の持続可能な利用の脅威となる IUU 漁業対策を推進することができた。また、IUU 漁業対策に関する地域会合に我が国の専門家を派遣し、知見を共有し、地域的な取組の強化に貢献した。(29 年度：IUU 漁業対策に関する協議 (達成手段⑨))

【測定指標 3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数】

28 年度

資源・エネルギーに関連する国際機関や各種フォーラム等における国際会議や協議に出席し積極的に議論に参加し、我が国の関心事項を説明し、理解を得るとともに、G7 議長国及びエネルギー憲章会議議長国として力強いリーダーシップを発揮できた。28 年度は、G7 議長国として各国との協議を主導したことや、国際会議のマージンにおいて複数国との協議を実施したこと等もあり、大幅に出席件数が増加した。

特に、G7 議長国及びエネルギー憲章会議議長国として我が国がとりまとめた議論の成果を他の国際フォーラムでの議論に流し込むなど内容面での相乗効果を高めることができたことは有益であり、加えて、サミットのフォローアップとなる国際会議を主催するなど、我が国のプレゼンス向上に資する有益な成果があった。(28 年度：アジア・エネルギー安全保障セミナー (達成手段⑤)、第 27 回エネルギー憲章会議閣僚会合の日本開催 (達成手段⑦)、採取産業透明性向上の取組促進に向けた有識者会合 (達成手段⑨)、2016 年日本開催サミット (複雑な契約交渉の支援強化会合関連経費 (達成手段⑩))

29 年度

資源・エネルギーに関連する国際機関や各種フォーラム等における国際会議や協議に出席し、我が国の関心事項を説明し、理解を得つつ、積極的に議論に貢献することで、国際社会の中で同分野における日本の力強いリーダーシップを発揮できた。特に、IRENA 総会で河野外務大臣が我が国の再生可能エネルギーに関する政策スピーチを発表し、我が国が再生可能エネルギー外交を推進していく決意を力強く表明したことは、その後の国内外の世論にも影響を与えるものとなり、大きな意義があった。

その他にも G7 エネルギー大臣会合、IEA 閣僚理事会、エネルギー憲章会議等の各種フォーラムに我が国のハイレベルが積極的に関与したことで、これらの機関との一層の関係強化も図れたことも有益であった。

【測定指標 3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数】

28 年度

28 年度は、海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保のため、地域漁業管理機関の年次会合等へ積極的に出席し、出席件数が増加した。

特に、WCPFC 等、我が国にとって重要な水産資源であるマグロ関連の地域漁業管理機関について、ほとんどの年次会合に参加し、我が国の立場を踏まえて議論に参加したことは有益であった。（28 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③））

29 年度

29 年度は、海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保のため、地域漁業管理機関の年次会合等へ積極的に出席したが、重要な漁業関連国際会議の開催件数にかんがみ、28 年度に比べ引き上げた目標の達成には至らなかった。一方、WCPFC 等、我が国にとって重要な水産資源であるマグロ関連の地域漁業管理機関については、ほとんどの年次会合に参加し、我が国の立場を踏まえて議論に参加し、特に NPFC で初の IUU 漁船リスト策定や、公海乗船検査手続き、サンマやマサバの保存管理措置が採択され、また、WCPFC では太平洋クロマグロに関する保存管理措置の継続や寄港国措置が採択されたことは有益であった。（29 年度：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段③））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

我が国は、エネルギー・鉱物資源・食料という国民生活の基礎を成す資源の多くを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は水産物輸入国であると同時に、世界有数の漁業国でもある。

こうした中、国際エネルギー情勢は近年地殻変動とも言うべき大きな変化を遂げており、我が国へのエネルギーの安定供給確保を引き続き第一命題としつつも、グローバルなエネルギー上の課題の解決に貢献することは我が国自身のエネルギー安全保障の強化にもつながる状況となっている。鉱物資源については、新興国を中心とした世界的な資源需要の増大、資源国における不安定な治安・情勢や資源ナショナリズムの台頭等を引き続き注視しつつ、経済がグローバル化する中、世界全体として適切に供給が確保されるよう協力を進める必要がある。食料については、中長期的には世界的な人口増加により食料需要が一層増える見通しであること、また世界全体としては飢餓人口が 28 年には増加するなど食料安全保障の状況は悪化傾向にあることを踏まえ、日本と世界の食料安全保障の強化を図っていく必要がある。

上記を踏まえると、資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組むとの施策目標は引き続き妥当であるが、現在の世界情勢にかんがみると、日本における安定供給の確保のみならず、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが日本自身の資源安全保障にもつながるとの視点を明確に示すことが必要であると考えられる。したがって、今後は「日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む」と修文した上で同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保

シェール革命による米国等のエネルギー輸出国としての台頭、アジアの新興国のエネルギー需要増の牽引、各国の持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組の加速等、世界のエネルギー需給構造に大きな地殻変動が起きていることを踏まえ、国際機関や多国間の枠組みにおける議論への参加・貢献や、専門官制度・在外公館戦略会議等を通じた情報共有・連携体制を強化することは、我が国及び世界における資源・エネルギーの安定供給確保を実現する上で重要である。エネルギー安全保障を始め、気候変動対策、脱炭素社会実現に向けたエネルギー転換、エネルギーアクセス向上などの目的に貢献すべく、引き続き、国内外において再生可能エネルギーや省エネに係る取組を一層強化し、我が国の優れた技術・知見の普及促進に向けた対外発信を進めていく。同時に、これらの取組の基礎となる情報収集・分析を引き続き強化するとともに、供給途絶のような緊急事態対応への対応能力強化も進めていく。

3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

世界の食料安全保障の確保に貢献することは、ひいては我が国自身の食料安全保障に資する。FAO や IGC 等の国際機関や多数国間の枠組みでの議論への参加・貢献及び責任ある農業投資の促進という目標に引き続き取り組んでいくことが重要である。食料の安定供給に向け、引き続き、関連国際機関やフォーラムとの連携を一層強化し、国際的枠組みにおける議論等を積極的に主導していく。同時に、これらの取組の基礎となる情報収集・分析を強化していく。

3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を始めとした、様々な国際会議等の場における国際的協力に引き続き貢献する。

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を引き続き推進していく。

3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

関係国との人脈構築、我が国の立場の反映、国際的議論の情報収集等のため、資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組みは重要であり、引き続き所管する国際機関や多国間の枠組みの国際会議や協議に積極的に出席・発言していく。

3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

地域漁業管理機関の年次会合等では、我が国の水産業に直接影響を与える国別の漁獲枠を含め、科学と国際法に基づいて海洋生物資源の持続可能な利用に関する保存管理措置が決定されるため、議論を当省でフォローアップする必要がある。29 年度の出席件数は 28 年度実績より 1 件増えて 19 件であった。29 年の上方修正した目標の達成には至らなかったが、28 年と比して実績は維持され、重要な年次会合への議論への参加という重要な目的は 28 年と比しても適切に実施された。

30 年度は、年次会合等において我が国の立場を適切に反映させるべく、予算を考慮しつつも、出席件数を増加させるとともに、30 年度から新たに、IWC 等の捕鯨に関する国際会議の出席件数も目標に加え、我が国の意見を議論に反映できるように対処方針等を構想する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）
 - 第 3 章 国益と世界全体の利益を増進する外交
 - 第 3 節 経済外交 3 資源外交と対日直接投資の促進
- ・「我が国の経済外交 2018」（外務省経済局編）
 - 第 3 章第 1 節 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング
 - 2 国際機関における取組
 - 第 3 章第 3 節 資源外交とインバウンドの促進
 - 1 エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保
 - 2 食料安全保障の確保
- ・外務省ホームページ
 - エネルギー安全保障
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/index.html>)
 - わかる！国際情勢 Vol. 165 日本のエネルギー外交 ―グローバル・ビジョンと低炭素化への取り組み
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol165/index.html>)
 - 食料安全保障
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/index.html)
 - 鉱物資源の安定供給
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/commodity/index.html>)
 - 漁業（捕鯨を含む）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/index.html>)
- 平成 29 年版外交青書（外交青書 2017）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/chapter3_03_03.html)

- ・「我が国の経済外交 2018」(外務省経済局著(2018年)日本経済評論社)
第3節3, 161~173項

個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内への誘致は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪誘致の実現に向け取り組んでいく。（注：本施策は、29年6月の「未来投資戦略2017」を受けて当省として推進することとなったため、29年度事前分析表作成後に新たに設定。）

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・未来投資戦略2017（平成29年6月9日）
第2 具体的施策 IV海外の成長市場の取り込み （2）新たに講ずべき具体的な施策 ii）日本の魅力をいかす施策 ④2025年国際博覧会の誘致
- ・第196回国会外交演説（平成30年1月22日）
- ・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
総論、日本外交の三本柱

測定指標4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

G7及びG20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏の実施、及び我が国の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

28年度

年度目標

- 1 我が国は議長国としてG7伊勢志摩サミットおよびG7広島外相会合を開催し、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。
- 2 G20サミット（9月、中国にて開催予定）においては、成長戦略の策定等の我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また、成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。

施策の進捗状況・実績

- 1 G7伊勢志摩サミット（5月）

5月26日及び27日に、日本がG7議長国として開催した伊勢志摩サミットにおいては、世界経済の下方リスク、国際秩序に対する一方的な行動による挑戦という喫緊の課題に対し、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に立脚したG7として、連携して国際社会を主導していくことで一致し、G7伊勢志摩首脳宣言を採択した。

世界経済については、現下の世界経済の状況について議論を行い、新たな危機に陥ることを回避するため、現在の経済状況に対応するための努力を強化することで一致した。また、G7として、金融・財政政策及び構造改革の3本の矢のアプローチの重要な役割を再確認しつつ、①経済政策による対応を協力して強化すること、②世界的な需要を強化し、供給上の制約に対処するため、金融・財政政策及び構造改革の3つの政策手段を総動員すること、特に、機動的な財政戦略の実施と構造政策を果敢に進めることについて協力して取組を強化することの重要性に合意した。

また、日本の議長下における優先議題として、「質の高いインフラ投資」、「保健」及び「女性」を掲げ、これらの分野においてG7として国際社会を主導し、具体的な行動を取っていくことで一

致した。

政治・外交分野については、8年ぶりにアジアで開催されるサミットであることを踏まえ海洋安全保障や北朝鮮問題といったアジアの議題につき重点的に議論を行い、海洋安全保障について「法の支配三原則」の重要性を再確認したほか、拉致問題・核・ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的解決に向けた緊密な連携を確認した。また、テロ・暴力的過激主義、難民問題等国際社会が直面する課題に関し議論を行い、国際的取組を主導していく必要性につき一致した。

2 G7広島外相会合（4月）

G7広島外相会合では、テロ・暴力的過激主義や、その結果生じた難民問題について議論し、テロリストによる無差別の攻撃、あるいは残虐行為などを非難すること、そして国際社会の取組をG7が主導していくことで一致した。

テロあるいは難民問題に対処していくためには、水際対策や緊急人道支援のような短期的な取組に加え、その背景にある根本原因に中長期的に取り組む、中東地域のみならず、世界全体で、暴力的過激主義を生み出さない寛容で安定した社会の構築に向けた支援を積極的に進めていく必要があるとの考えの下、G7各国がそれぞれの強みを活かし、それぞれ相互補完的に、かつ相乗効果を生む形で取組を進めていくことについて一致した。こうした観点から、テロ・暴力的過激主義対策については、伊勢志摩サミットに向けて「G7テロ対策行動計画」を策定することで一致した。

次に地域情勢では、中東情勢、そしてウクライナ情勢についてG7として連携を強化することを確認した。また、8年ぶりにアジアで開催されるG7会合ということもあり、北朝鮮による核実験、弾道ミサイル発射、拉致問題、海洋での緊張を高める一方的な現状変更など、国際秩序の安定を損なう行動が見られるアジアの情勢についても議論した。

また、軍縮・不拡散をめぐる現状は大変厳しく、今こそ核兵器国と非核兵器国との協力が必要であり、その双方が含まれるG7が一体となって、国際社会にメッセージを発出し、双方の協力の具体的な在り方を国際社会に示すことは、しばんでいる「核兵器のない世界」に向けた機運を再び盛り上げる上で、重要との考えの下、核軍縮に関する力強いメッセージ「広島宣言」を発出した。

さらに、G7外相による史上初の広島平和記念資料館訪問及び原爆死没者慰霊碑への献花、さらには原爆ドームへの訪問を行い、岸田外務大臣からG7外相に被爆の実相について説明した。

今般の会合の成果として、外相共同コミュニケと「広島宣言」に加え、コミュニケの付属文書として、「不拡散及び軍縮に関する声明」、「海洋安全保障に関する声明」を発出した。

3 G20 杭州サミット（11月）

11月のG20 杭州サミット（於：中国）では、世界経済が様々な下方リスクに直面している中、Innovative（創造的）、Invigorated（活力のある）、Interconnected（連結された）、Inclusive（包摂的）な世界経済を構築すべく、G20がいかに政策協調を強化するかについて首脳間で意見交換を行い、首脳声明が採択された。

G20として、金融・財政政策及び構造改革の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることへの決意を表明し、最新のマクロ経済政策・構造政策が盛り込まれた「杭州アクションプラン」、構造改革とともにイノベーション・新産業革命・デジタル経済等を扱った「革新的成長のためのブループリント」を策定した。また、税源浸食・利益移転（BEPS）プロジェクトをはじめ国際課税や腐敗対策などにおける協力に加え、保護主義への反対を再確認、貿易・投資の自由化に向けて取り組むことで一致した他、環境物品協定（EGA）交渉の年内完了や鉄鋼等の過剰生産能力問題に対する一層の取組についても合意した。

G20 杭州サミットでは、G7伊勢志摩サミットに続き、世界経済が最大のテーマとなったが、日本は、G7議長国として、G7伊勢志摩サミットにおける議論をベースに、様々なリスクに直面する世界経済に対し、国際協調を強化していく重要性を強調し、金融・財政政策及び構造改革の全ての政策対応を行っていく必要性を訴え、G20としてもこの点に一致した。中国をはじめとする新興国も含め、過剰生産能力などの構造的な問題にもしっかりと取り組んでいくことに合意できた。

4 29年になってイタリアへG7サミット議長国を引きついだ後は、29年のG7タオルミーナ・サミットに向けて国際的な課題について首脳補佐同士で率直な意見交換を行い、我が国の考えをG7各国にインプットすると共に、G7各国の考えを聴取しつつ、準備を進めている。

29年度

年度目標

- 1 G7タオルミーナ・サミット及びG7ルッカ外相会合においては、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。また、成果文書において世界経済を始めとする国際社会における様々な課題について、我が国の考え方を最大限反映する。

- 2 G20 ハンブルク・サミットにおいては、我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また、成果文書において世界経済を始めとする国際社会における様々な課題について、我が国の考え方を最大限反映する。
- 3 31年のG20 サミット日本開催に向けて、開催地を選定するとともに、開催のために必要な準備体制を整える。

施策の進捗状況・実績

1 (1) G7タオルミーナ・サミット (5月)

5月26日及び27日にイタリアが議長国として開催したG7タオルミーナ・サミットにおいては、トランプ米大統領を含めG7首脳の半数が初参加となり、北朝鮮、テロ・暴力的過激主義、難民等の問題が深刻化する中、安倍内閣総理大臣は、前議長としての経験も踏まえつつ、G7の結束の意義を力強く訴えるとともに、北朝鮮や海洋安全保障を含む世界の平和・安定の確保、世界経済の包摂的成長の実現について、忌憚のない議論を主導した。G7が普遍的価値を共有し、ルールに基づく国際社会の牽引役として、これらの課題に対して、これまで以上に結束していく重要性を訴え、G7として一致した。

政治・外交分野では、北朝鮮情勢、テロ・暴力的過激主義対策、中東情勢、海洋安全保障、ロシア/ウクライナなど国際社会の喫緊かつ広範な課題につき議論が行われ、テロ・暴力的過激主義に関する独立した声明が発出された。特に、北朝鮮情勢については日本が議論をリードし、G7として、国際的な課題における最優先事項であり、新たな段階の脅威となっている、などの認識を示す力強いメッセージが発出することができた。

世界経済については、日本から、「成長と分配の好循環」を世界レベルで広げていくべきである旨を訴え、G7として、金融・財政・構造政策の全ての政策手段を用いるというコミットメントを再確認し、持続可能で包摂的な成長の実現に向けた取組を進めていくことで一致した。

また、G7として、自由かつ公正、互恵的な貿易・投資が成長と雇用創出の原動力との認識の下、過剰生産能力問題を含む不公正な貿易慣行に断固たる立場をとりつつ、開かれた市場を維持し、保護主義と闘うことで一致した。また、人の移動、女性等のテーマについて、G7として国際社会を主導し、具体的な行動を取っていくことで一致した。

(2) G7ルッカ外相会合 (4月)

G7ルッカ外相会合では、緊迫するシリア情勢、厳しさを増すアジア情勢等の喫緊の地域情勢や、テロ・暴力的過激主義、軍縮・不拡散等の地球規模課題について白熱した議論を行い、これらの諸課題についてG7として認識を共有した。

シリア情勢については、化学兵器による被害が二度と起きないように連携を強化していくことで一致するとともに、困難な状況からいかに政治プロセスの進展につなげていくかにつき活発な議論を行った。また、G7としてロシアに強く協力を促していくことで一致した。

アジア情勢については、アジア唯一のG7メンバーとして日本が議論をリードした。北朝鮮については、G7として核実験や劇的に増加している弾道ミサイル発射等の挑発行為を、地域及び国際の安全保障、平和に対する脅威として最も強い表現で非難し、北朝鮮の脅威が新たな段階に至ったとの認識を共有した。また、東シナ海・南シナ海の状況についてもG7として引き続き懸念し、法の支配の貫徹に向け、連携して声を上げていくことで一致した。

また、軍縮・不拡散をめぐる状況については、核兵器国及び非核兵器国双方の協力を得て、現実的かつ実践的な措置を重ねていく以外の道はないとの認識を、米国を含むG7で改めて確認した。

「核兵器のない世界」について、今回の会合で改めてG7共通の目標であることを確認したことは大きな意義があった。

主要国での政権交代や選挙等「変化の時」を迎える中で、自由で開かれた、ルールに基づく国際秩序の牽引役としてのG7の連帯を改めて確認し、外相共同コミュニケのほか「サイバー空間における責任ある国家の行動に関するG7 (ルッカ) 宣言」及び「不拡散及び軍縮に関するG7声明」を発出した。

2 G20 ハンブルク・サミット (7月)

7月のG20 ハンブルク・サミット (於：ドイツ) では、「相互に連結された世界の形成」というテーマのもと、世界経済の成長が依然として緩やかで、様々な下方リスクが存在する中、G20としていかに連携してこれらのリスクに対応しつつ成長を強化していくか等、首脳間で率直な意見交換が行われた。安倍内閣総理大臣は、G20が最重要課題に掲げる「世界経済・貿易」のセッションでリード・スピーカーを務め、議論を積極的に牽引した。5月のG7タオルミーナ・サミットでも重視された世界経済、貿易、過剰生産能力問題への対応等につき、日本からも力強く働きかけを行っ

たことで、関連のコミットメントにG20として合意し、G20 ハンブルク・サミット首脳宣言として発出された。また、G20 首脳支持を得て、31年のG20議長国を日本が務めることが決定した。

3 31年のG20サミット日本開催に向けて、開催地を大阪に決定した。30年12月にアルゼンチンからG20議長国を引き継ぎ、世界経済におけるリーダーシップを発揮すべく、政府一丸となって準備を進めた。30年4月にG20サミット事務局を立ち上げ、G20サミットに向けた準備を本格化させている。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：a，29年度：b）

測定指標4-2 EUとの対話を通じた関係強化

注：本測定指標は、28年度をもって設定を終了した。

中期目標（--年度）

日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの日EU・EPAの早期締結を実現する。

28年度

年度目標

日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの経済連携の実現のため、28年のできる限り早い時期の大筋合意を目指し、日EU・EPA交渉を積極的に推進する。

施策の進捗状況・実績

日EU・EPA交渉につき、計2回（4月、9月）の交渉会合を実施したほか、首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ、間断なく交渉を行った。11月には、交渉の早期妥結に向け、日EU・EPAに関する主要閣僚会議が開催されるとともに、外務省を含む関係省庁で構成する日EU経済連携協定交渉推進タスクフォースが立ち上げられた。また、29年2月には岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談が行われ、可能な限り早期の大枠合意を目指して交渉を継続していくことで一致した。また、5月のG7伊勢志摩サミット、同7月及び29年3月の日EU首脳会談の際に首脳間で可能な限り早期の大枠合意について強いコミットメントを確認した。

28年度目標の達成状況：B（28年度：b）

測定指標4-3 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

28年度

年度目標

- 1 成熟した経済大国として我が国も直面する「生産性」について議論される28年OECD閣僚理事会にて副議長国を務める機会を最大限に利用し、その成果文書において我が国にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 2 我が国が強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることも同様に望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、引き続き、東南アジア地域プログラムを推進していく。具体的には、28年6月、ベトナム・ハノイにて第2回運営グループ会合及び第3回東南アジア地域フォーラムが開催予定であり、我が国の支持するOECDと東南アジアとの関係強化を進めるべく、本機会を活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月のOECD閣僚理事会に際しては、「包摂的な成長に向けた生産性向上」をテーマとし、日本は、フィンランド、ハンガリーとともに副議長国として、議長国チリの下、27年秋以降の準備段階から、テーマの設定や成果文書の作成・交渉などをリードした。特に、今回が初の議長国となるチ

りを、過去2度にわたる議長国としての経験を踏まえ支えた。5月に行われたG7伊勢志摩サミットの議長国としてのリーダーシップも最大限発揮し、伊勢志摩サミットで確認された財政政策と金融政策による経済成長の強化の必要性や過剰生産能力問題（注）の重要性をOECDの場でも確認すべき旨積極的にインプットすることで、OECD閣僚理事会「閣僚声明」にこれらの要素を盛り込むことができた。過剰生産能力問題への言及は今回初めて「閣僚声明」に盛り込まれ、その後のG20杭州サミットコミュニケによる本件問題への言及に向けて足がかりとなった。また、アベノミクスのキーワードでもある「成長と機会及び所得増加の好循環」についての言及も「閣僚声明」に盛り込まれた。

（注）鉄鋼等の分野で、産品の実需要を生産能力が大きく上回る状況が続いている問題。

- 2 6月にベトナムで開催された第3回OECD東南アジア地域フォーラムにおいては、G7伊勢志摩サミットやOECD閣僚理事会における議論を東南アジア諸国の出席者に紹介するとともに、OECDと東南アジアの橋渡し役として両者の協力を全面的に支援していく日本の立場を強調した。

29年度

年度目標

- 1 29年度OECD閣僚理事会（「グローバル化を機能させるために：全ての人によりよい生活を」について議論）の成果文書において、鉄鋼の過剰生産能力への対応、質の高いインフラ投資の推進、自由貿易推進などの分野において、我が国にとって有益な提言・結論が出せるよう議論を積極的に主導する。
- 2 OECDの知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、引き続き、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。具体的には、まず、我が国のSEARP共同議長としての残りの任期（～30年3月）を最大限に活用してSEARPの更なる活性化を促進する。また、将来の新規加盟に係る「戦略的熟考」の議論を含めた様々な場において、OECDが策定する基準を東南アジア地域や新興国にも拡大させていく重要性を説くと同時に、東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて、東南アジア諸国が加入するOECD法的文書（legal instruments）の件数を28年末の47から50以上に増加させる。
- 3 OECDにおける日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合について、直近過去5年間の最高水準（4.62%）を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 29年度のOECD閣僚理事会では、世界で反グローバリズムや保護主義的な風潮が拡大する中、日本から、①多角的貿易体制の維持・強化、②特に貿易歪曲的措置の撤廃を通じた鉄鋼・造船の過剰生産能力問題への対応等、公平な競争条件の確保、③開かれ、誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を強調した。これらの日本の主張は、いずれも成果文書（閣僚声明、国際貿易・投資及び気候変動に関する議長声明）に反映された。
- 2 8月にタイで開催された第4回OECD東南アジア地域フォーラムにおいては、日本から出席した中根外務副大臣が東南アジアにおけるデジタル化の活用の重要性を強調したほか、OECD東南アジア地域プログラムのさらなる進展への期待を表明した。
さらに、日本のSEARP共同議長としての任期を締めくくるにあたって、30年3月に東京にてOECD東南アジア地域プログラム閣僚会合を主催し、SEARPのこれまでの取組を総括し、「包摂的なASEAN」という議題の下で、河野外務大臣から「連結性」や包摂的な「参加」についてのOECDでの議論や日本の取組を紹介しつつ、ASEANの閣僚との間で議論することで、東南アジアがOECDの知見を更に活用するよう促した。特に、同閣僚会合の「共同コミュニケ：包摂的なASEAN」では、日本がOECDで議論を主導している「質の高いインフラ」の重要性を確認した。
東南アジア諸国が加入するOECD法的文書（legal instruments）の件数は、28年末の47から、29年末には50まで増加した。
- 3 OECD事務局人事部長やリクルートミッションの訪日の機会を利用して、関係府省庁との合同説明会や個別面談をアレンジしたほか、大学等におけるセミナーの広報支援を実施した。OECD事務局における専門職以上の日本人職員数は12月31日現在78名（前年比6名増）で、専門職員数の全職員数に占める割合は4.38%（前年比0.02%増）となった。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標 4-4 APEC における諸活動への貢献

中期目標（一年度）

ポゴール目標(32(2020)年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する)を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

28 年度

年度目標

28 年の APEC 議長（ペルー）が「成長の質」に焦点を当てていることに留意しつつ、同国の優先課題である「地域経済統合の推進と成長」、「地域フードマーケットの促進」、「アジア太平洋地域の零細・中小企業の近代化」及び「人材開発促進」の下での議論や取組に積極的に貢献し、APEC における議論を我が国成長と繁栄に結びつける。

施策の進捗状況・実績

- 11月にリマで開催された APEC 首脳会議においては、「質の高い成長と人間開発」という全体テーマの下、①「現在のグローバルな文脈における自由な貿易・投資のための挑戦」（優先課題：「地域経済統合の推進と成長」、「零細・中小企業の近代化」、「人材開発」関係）、②「食料安全保障～気候変動への対応・水資源の確保～」／「アジア太平洋地域の統合～現実的で機能的な連結性の強化に向けて～」(優先課題：「地域フードマーケットの促進」及び「地域経済統合と質の高い成長」関係)を議題に掲げ、議論が交わされた。
- 安倍内閣総理大臣からは、G7伊勢志摩サミットの成果も踏まえ、世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対して、あらゆる政策を総動員して対処すべき旨、保護主義に対して、「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進する旨、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 等は「包摂的な成長」の基礎となる旨表明するとともに、「成長と分配の好循環」による成長戦略である「一億総活躍社会」実現への取組を紹介したほか、サービス分野、デジタル貿易等の新たなビジネスに対応した自由で公正なビジネス環境を整備する必要性を強調した。
- こうした発言を踏まえ、「グローバルな需給の制約に対処すべく、全ての政策手段を用いること」、「あらゆる形態の保護主義に対抗すること」、「FTAAP の最終的な実現に向けて積極的に取り組むこと」等が首脳宣言に盛り込まれ、保護主義や反グローバリズムが台頭する中、APEC としてアジア太平洋地域で自由貿易や経済統合を推進していくことを改めて確認、そのための具体的な取組として、アジア太平洋地域の経済統合を推進するための「FTAAP に関するリマ宣言」及びサービス貿易の自由化を一層推進することを目的とした「APEC サービス競争カロードマップ」を附属書として採択したほか、29 年以降、これら取組を進めていくことで合意した。

29 年度

年度目標

- 我が国の関心事項（質の高いインフラ等）や我が国にとって好ましいコミットメント（保護主義への対抗等）や提言を APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。具体的には、7 月 G20 首脳宣言に反映された文言以上の成果を追求する。
- 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、28 年のペルー APEC で採択された「アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) に関するリマ宣言」を実行するための行動計画 (Action Plan) 及び同行動計画の下で実施すべき個々の作業計画 (Work Program) を我が国が主導して採択につなげる。
- APEC 議長であるベトナムのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、ベトナム提案の「ポストポゴール・ビジョンを議論するための枠組み」、「包摂性を促進するためのアクション・アジェンダ」等の実現を支援し、成果文書として結実させる。
- 域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低 10 件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を最低 1 万件以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 29 年 11 月のベトナム APEC の成果文書では、質の高いインフラ、保護主義への対抗等に加え、公平な競争条件（レベル・プレイング・フィールド）の確保、多角的貿易体制の支持、アベノミクスによる「3本の矢」を踏まえた金融・財政政策、構造改革、女性の経済参画の強化・経済的地位の

向上を含む包摂的な経済政策など、我が国にとっての重要事項を盛り込むことができた。特に、7月のG20ハンブルク・サミット首脳宣言には盛り込まれなかった多角的貿易体制の支持、スタンダードスティール（新規の保護主義措置の不導入）へのコミットメント、公正（fair）な貿易への言及を得ることができた。

2 ベトナム APEC では、「行動計画」や「作業計画」の交渉に参画した。参加エコノミー間の意見の相違により合意（コンセンサス）は得られなかったが、今後は「計画」という形式にこだわらず、FTAAPの将来的な実現に向けて必要な実質的な内容の詰めを行っていくこととされた。

こうした中で我が国は、次世代貿易投資課題の一つにも数えられ、FTAAPの将来的な実現に向けた主要論点となる「デジタル貿易」について議論を主導し、ベスト・プラクティスの共有、能力構築を行うこととしており、29年度中には有志国（米、豪州、チャイニーズ・タイペイ）による議論の枠組みを設けることができた。

3 管理職に占める女性割合を高めるための個別行動計画のとりまとめなど、議長ベトナムが掲げる優先課題に則したプロジェクトを実施し、議長ベトナムの取組に積極的に貢献し、「ポストボゴール・ビジョンを議論するための枠組み」として APEC ビジョン・グループが設立され（首脳宣言においてこれを歓迎）、また、「包摂性を促進するためのアクション・アジェンダ」は首脳宣言の附属書として採択された。特に APEC ビジョン・グループについては、ポストボゴールにおいて我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを形成するとの中期目標を見据えており、日本はその設立に関し、貿易・投資について高い識見を有する浦田秀次郎・早稲田大学教授を委員に任命するなど、積極的に貢献した。

4 「第2期地域経済統合能力構築ニーズイニシアティブにおける競争章に関する FTA 交渉技術についての FTAAP 能力構築ワークショップ」（当省主管プロジェクト）や「都市化が急速に進展する APEC 地域における質の高いインフラ構築のための能力構築」（国土交通省主管プロジェクト。当省は、APEC において「質の高いインフラ投資」の認識を浸透・拡大させていく観点から協働した。）など、20件以上の日本プロジェクトを開催した。

APEC ビジネストラベルカードに関しては、目標発行枚数を上回る 10,110 件となった。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b, 29 年度：b）

測定指標 4-5 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催される OECD 理事会（最高意思決定機関）への参加回数（年1回開催される閣僚理事会を含む）

注：本測定指標は、28年度をもって設定を終了した。

	中期目標値	28 年度		28 年度目標 の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	
	—	13	17	B (28 年度：b)

測定指標 4-6 2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組

注：本指標は、29年6月の「未来投資戦略 2017」を受けて当省として推進することとなったため、29年度事前分析表作成後に新たに設定。

中期目標（一年度）

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し、30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、国際博覧会条約（BIE 条約）加盟国 170 か国のうち、過半数の支持を取付けるべく、働きかけに取り組む。

29 年度

年度目標

30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、BIE 条約加盟国 170 か国のうち、過半数の支持取付けに取り組むべく、国際会議や二国間会議等の機会、更に招へいスキーム等を利用し、あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

各国への働きかけについては、総理大臣を始め、外務大臣ほか各省庁の政務による各国要人への働

きかけ、在外公館による各国政府への働きかけ、国会議員による外遊の際の働きかけ及び在京大使館への働きかけのみならず、地方自治体や経済界による働きかけ等、政官民オールジャパンで働きかけに取り組んだ。また、大阪誘致に向け、河野外務大臣から「2025年国際博覧会誘致キャラクター特使」としてポケットモンスター及びハローキティに協力を要請した。

省内においては、外務大臣をヘッドとする省内タスクフォースを設置するとともに、2025年日本万国博覧会誘致室を立ち上げ、省内体制を強化した。在外公館においても、BIE加盟国公館に、万博担当官を指名し、在外公館における働きかけの体制を強化した。

29年度目標の達成状況：B（29年度：b）

参考指標：APECにおける域内貿易依存度

(出典：IMF, Direction of Trade Statistics)	実績値(暦年)		
	27年	28年	29年
	66.3%	69.3%	66.1%

評価結果(個別分野4)

施策の分析

【測定指標4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献】

28年度

(1) G7伊勢志摩サミットは北海道洞爺湖サミット以来8年ぶりに日本で開催されるサミットであり、サミットの最大のテーマである世界経済はもとより、日本の優先議題である「質の高いインフラ投資」、「保健」、「女性」といったテーマや海洋安全保障などで議論を主導し、具体的な成果に結実させ、国際社会における存在感を印象づけることができた。

ア まず、最大のテーマである世界経済について、金融・財政政策と構造政策の3つの政策手段を総動員すること等について協力して取組を強化することの重要性に合意するなどコミュニケ上で強い文言を確保できた。また、あらゆる政策を総動員して世界の需要を底上げし、持続的な成長に向けてG7が連携して取り組んでいくという力強いメッセージを、「伊勢志摩経済イニシアティブ」という形で取りまとめることができた。

イ 日本が推進してきた質の高いインフラ投資については、ここ数年、G7、G20、APECといった機会を通じて、その重要性に関する国際的な認識が高まっている。かかる観点から、①経済的効率性・信頼性・強靱性、②雇用創出・能力構築、③社会・環境配慮、④経済・開発戦略との整合性、⑤効果的な資金動員等の要素を盛り込んだ、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」にG7として合意した。「質の高いインフラ」の基本的要素について国際社会で認識を共有することが重要との点で一致した。

ウ 保健分野については、公衆衛生危機対応に関して、エボラ出血熱流行の際の教訓をいかしてガバナンスと資金の双方で処方箋を示すとともに、日本ブランドである「UHCの推進」(UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)：全ての人々が基礎的保健サービスを必要な時に費用負担可能な費用で享受できること)を、G7として初めて掲げたことが大きい。保健分野で、首脳のコミットメントである、包括的な附属文書を作成したのも初めてであった(注：洞爺湖サミットにおける文書は保健専門家による報告書)。

エ 女性については、G7の優先課題として取り上げたことに参加国・機関等から高い評価があった。女性の潜在能力の開花及び、自然科学分野における女性の活躍推進が重要との認識の下、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意できた。

オ なお、これらにも関連する「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のセクションで、同じく日本ブランドである「人間の安全保障」の推進が、初めて、G7として言及された。

カ 政治・外交分野では、北朝鮮による核実験、弾道ミサイル発射、拉致問題のほか、海洋安全保障分野において「法の支配の三原則」の重要性をG7で再確認する等の成果をあげた。

(2) G7広島外相会合については、初めて被爆地での外相会合開催を実現し、核軍縮・不拡散の分野において、「広島宣言」という独立した文書の形で、「核兵器のない世界」に向けた力強いメッセージを発出した。

ア テロ・暴力的過激主義については、テロリストによる無差別の攻撃や残虐行為などを非難する

とともに、テロや難民問題に対処するには、水際対策や緊急人道支援のような短期的な取組に加え、その背景にある根本原因に中長期的に取り組み、中東地域のみならず、世界全体で、暴力的過激主義を生み出さない寛容で安定した社会の構築に向けた支援を積極的に進めていく必要があることを確認した。そのような考えの下、G7各国がそれぞれの強みをいかし、相互補完的に、かつ相乗効果を生む形で取組を進めていくこととし、伊勢志摩サミットに向けて「G7テロ対策行動計画」を策定することで一致した。

イ 地域情勢については、中東情勢やウクライナ情勢に加え、北朝鮮による核実験、弾道ミサイル発射、拉致問題、海洋での緊張を高める一方的な現状変更など、国際秩序の安定を損なう行動が見られるアジアの情勢についても議論を深めることができた。

ウ 軍縮・不拡散については、核兵器国と非核兵器国の双方が含まれるG7が一体となって、国際社会にメッセージを発出し、双方の協力の具体的な在り方を国際社会に示していくことを確認した。また、「核兵器のない世界」に向けた機運を再び盛り上げるべく核軍縮に関する「広島宣言」を発出した。

エ G7外相による初の広島平和記念資料館訪問及び原爆死没者慰霊碑への献花については、「広島宣言」ともあいまって、「核兵器のない世界」に向けた国際的機運を再び盛り上げるきっかけとなった。

(3) 9月に行われたG20 杭州サミットにおいては、世界経済が様々な下方リスクに直面している中、リスクに対応し成長を実現すべく、G20 がいかに政策協調を強化するかについて、首脳間で率直な意見交換を行った。日本として、5月の伊勢志摩サミットで重視された分野をはじめ以下の分野において、力強く働きかけながら積極的に調整に当たり、以下のような具体的な成果をあげることができた。

ア G20における最重要テーマであった世界経済に関する議論では、安倍内閣総理大臣から、日本がG7議長国として主導した世界経済の持続的成長のための重要なアジェンダがG20 共通の課題であることを指摘し、G20 として対応することが必要であることを訴えた。また、日本が率先して行った経済対策を紹介しつつ、G20 各国が具体的な対応をとるよう働きかけを行い、G20 首脳間で、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ、包摂的な成長を達成するため、金融、財政及び構造政策の全ての政策手段を活用することへの決意を確認した。

イ 貿易に関しては、安倍内閣総理大臣から、G20 として、保護主義抑止のコミットメントを再確認し、自由で公正な経済圏を世界に広げていくための具体的行動を取ることの重要性を強く発信した。G20 として自由貿易の推進について、保護主義への反対、多角的貿易体制の維持・推進、地域貿易協定・自由貿易協定の役割の重要性を確認するとともに、伊勢志摩サミットで早期妥結を目指すことが合意された環境物品協定（EGA）について、「交渉の年内完了を目指す」ことに合意した。

ウ 過剰供給能力問題について、日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、その負の影響を認識し、主要生産国との協議を含め同問題へ対処していくことで一致したことを踏まえ、これを更に前進させ、主要生産国の情報共有と協力を強化すること、具体的には、「主要生産国が参加するグローバル・フォーラム」の設立に合意し、「情報共有と協力を強化」していくべきことに一致した。

エ さらに、日本が重要視している「質の高いインフラ投資」の重要性が強調されるのみならず、日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットで合意した「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に掲げられる要素がG20 メンバー間でしっかりと共有された。

オ 日本のSDGsにかかる取組を積極的に発信し、28年に策定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を重視し、その着実な実施に向け、G20 としての行動と各国の自主的行動を取りまとめた「持続可能な開発のための2030アジェンダに関する行動計画」を承認した。

カ テロ対策に関し、安倍内閣総理大臣からも、テロ行為は決して許されず、断固非難する旨発言し、G20の連帯した対応、特にテロ資金供与のすべての資金源、技術等と戦っていくことで一致した。

29年度

(1) 5月に開催されたG7タオルミーナ・サミット（於：イタリア）では、前議長国としての経験も踏まえつつ、日本がリードを取る形で、「G7の結束」の意義を力強く訴えるとともに、特に①北朝鮮、②海洋安全保障、③世界経済、④貿易などの議論を積極的に主導し、成果文書に我が国の考え方を反映させることができた。

日本から、G7はこれまで様々な課題に対し、一致結束して国際社会を主導してきた旨を紹介し

つつ、北朝鮮やテロなど、G7がこれまで牽引してきた基本的価値に支えられた国際秩序が大きな挑戦に晒されている旨指摘し、普遍的価値を共有するG7が結束し、ルールに基づく国際秩序を推進していくことで一致した。

ア 北朝鮮については、安倍内閣総理大臣がトランプ米大統領と共に議論をリードした。国際的課題の最優先事項であり、重大な性質を有する新たな段階の脅威との認識で一致するとともに、北朝鮮による安保理決議の即時かつ完全な遵守や核・ミサイル計画の放棄に向け、G7として措置を強化する用意があることを確認する等、G7として力強いメッセージを発出した。

イ 海洋安全保障については、日本が議論をリードし、ルールを基礎とした海洋分野における秩序の重要性で一致し、仲裁を含む海洋に関する紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認するとともに、東シナ海、南シナ海の状態に懸念を示し、全ての当事者に対し係争のある地形の非軍事化を追求するよう求めることで一致した。

ウ 世界経済に関しては、成長は依然として緩やかであり、下方リスクが存在する中、より高い生活水準と質の高い雇用を実現するためのG7の対応について議論が行われ、伊勢志摩サミットに引き続き、強固で持続可能で均衡ある、かつ包摂的な成長を実現するため、金融、財政及び構造政策の全ての政策手段を用いるとのコミットメントを再確認することができた。

エ 貿易については、G7として、自由、公正、互恵的な貿易及び投資が、成長や雇用創出の主要な原動力との認識の下、過剰生産能力問題を含む不公正な貿易慣行に断固たる立場をとりつつ、開かれた市場を維持すること、保護主義と闘うとのコミットメントを再確認するとともに、ルールに基づく国際的な貿易体制の重要性を認識し、WTOの機能の改善と第11回WTO閣僚会合の成功にコミットした。

(2) G7ルッカ外相会合については、シリア情勢・アジア情勢等の喫緊の地域情勢や、テロ・暴力的過激主義、軍縮・不拡散等の地球規模課題について議論する中で、日本の問題意識をG7各国外相に説明し、これらの諸課題についてG7として認識を共有することができた。

ア アジア情勢については、日本から厳しさを増すアジアの安全保障環境等について説明し、特に北朝鮮については、各国とも、核実験や劇的に増加している弾道ミサイル発射等の挑発行動を最も強い表現で非難し、北朝鮮による挑戦が新たな段階に至ったとの認識を共有した。また、日本から拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を呼びかけ、賛同を得た。

イ 海洋安全保障については、日本から東シナ海や南シナ海の状態について説明し、G7として引き続き情勢を懸念するとの点で一致した。また、法の支配を重視するG7の立場を再確認するとともに、法の支配の貫徹に向け、引き続き連携してG7として声を上げていくことを確認した。

ウ テロ・暴力的過激主義については、あらゆる形態のテロ行為に対する強い非難を改めて表明し、テロ及び暴力的過激主義に対処することは、引き続き、国際社会にとっての最重要課題であるとの認識を共有した。国際組織犯罪防止条約(UNTOC)の締約国となるために日本が現在行っている努力をG7として歓迎することで一致した。

エ 軍縮・不拡散については、日本から「核兵器のない世界」の希求はG7が共有する変わらぬ目標であり、しっかり守っていくべき旨強調し、その上で、北朝鮮情勢など厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、核兵器国及び非核兵器国双方の協力を得て、包摂的、段階的かつ進歩的なアプローチを重ねていく以外の道はないとの認識を改めてG7で確認することができた。

オ その他、サイバー空間における責任ある国家の行動に関するG7(ルッカ)宣言及び、不拡散及び軍縮に関するG7声明が採択された。

(3) 7月のG20ハンブルク・サミット(於:ドイツ)において、安倍内閣総理大臣は、「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20の最重要課題を扱う第1セッション「経済成長・貿易」のリード・スピーカーとして、首脳間の議論を牽引した。また、テロ対策や女性の活躍推進についても、日本として、「テロ対策」をテーマとするリトリートにおいて議論に貢献するとともに、「女性起業家資金イニシアティブ」の立ち上げイベントにも参加するなど積極的な役割を果たした。5月のG7タオルミーナ・サミットでも重視された以下の分野を中心に、日本からも力強く働きかけを行い、G20として合意し、成果文書において我が国の考え方を最大限反映させることができた。

ア 安倍内閣総理大臣から、アベノミクスの「三本の矢」の成果を紹介しつつ、構造、財政及び金融政策の全ての政策手段を用いることが必要である状況は不変である旨を強調するなど、議論において主導力を発揮した。下方リスクに対応し、世界経済の成長を強化するため、金融政策、財政政策及び構造改革の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いること、経済成長と雇用創出の追求に当たって、更なる包摂性及び公正を促進し、格差を削減することに合意した。

イ 日本として、自由貿易の果実を公平に分配するためにも、自由で公正な高い水準のルールを世界に広げ、不公正な貿易慣行を除去していくことが重要である旨指摘し、国際的な貿易・投資が、

成長や生産性、イノベーション、雇用及び発展の主要な原動力であるとの認識の下、G20として、開かれた市場を維持し、全ての不公正な貿易慣行を含む、保護主義と引き続き闘うことで一致した。また、第11回WTO閣僚会議の成功にコミットするとともに、WTOの機能強化に向けた協力にも合意した。

ウ 産業部門の過剰生産能力問題が、国内生産、貿易及び労働者に負の影響を与えていることを認識しつつ、日本からも強く働きかけを行い、G20としてこの問題に対処するための協力を一層強化していくことを確認した。

エ イノベーションを通じた温室効果ガスの緩和に引き続きコミットし、低温室効果ガス排出エネルギー・システムの構築に向けて取り組むことを確認した。米国は温室効果ガスの排出削減のアプローチに強くコミットするとともに、他のG20メンバー国はパリ協定への強いコミットメントを迅速に実施することに合意した。

オ 女性のエンパワーメントを推進するとともに、その観点から、途上国の女性起業家への支援を拡大するための「女性起業家資金イニシアティブ」を立ち上げることを歓迎し、日本の支持と財政的貢献の表明は、大きな貢献を果たした。

また、閉会セッションにおいて、G20首脳の支持を得て、日本が31年のG20議長国に決定した。これまでのG20サミットにおける日本の取組や貢献を踏まえつつ、31年の議長国就任に向けて、更に主導力を発揮していく。

【測定指標4-2 EUとの対話を通じた関係強化】

28年度

日EU・EPAについては、29年2月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談において可能な限り早期の大枠合意を目指して交渉を継続していくことで一致し、29年3月には日EUの首脳間での強いコミットメントを確認するに至った。28年5月のG7伊勢志摩サミット及び同7月の日EU首脳会談の場を活用し、日EU・EPAへの首脳間のコミットメントを継続的に確認できたことが、このような結果につながったと考えられる。こうした一連のプロセスは、日EU・EPAについて国内の理解を得、EUとの交渉を進展させ、政治的なモメンタムを維持する上で有益であった。また、上記のプロセスを経て、日EU間では日EU・EPAに止まらない相互理解の深化が進み、日EU関係の更なる強化につながった。（28年度：経済連携協定（達成手段②））

【測定指標4-3 OECDにおける我が国の貢献】

28年度

6月のOECD閣僚理事会において、日本は副議長国としてテーマ設定や成果文書の作成・交渉などをリードすることで、我が国が重視する過剰生産能力問題や、アベノミクスと親和性のある「成長と機会及び所得増加の好循環」といったキーワードを閣僚理事会の成果文書である「閣僚声明」に盛り込むことができた。これは、我が国が重視する点を国際的に発信する上で大きな意味を有し、我が国にとって有効な提言・結論が出るように議論を積極的に主導するという28年度目標に向けて有効であった。特に、過剰生産能力問題については、OECDの「閣僚声明」に盛り込まれたこともあり、国際的な問題意識の醸成につながり、その後のG20杭州サミットにおいても取り上げられ、日本のOECDを活用した経済外交や、OECDにおけるプレゼンス向上という観点から有効であった。（28年度：OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画（含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進）（達成手段③））

また、東南アジア地域プログラムの推進に関しては、「閣僚声明」で更なる取組の進展を歓迎する旨の記述を盛り込むことができたほか、6月の第3回OECD東南アジア地域フォーラムでは、濱地外務大臣政務官から、アベノミクス3本の矢を総動員することの重要性等、G7伊勢志摩サミットやOECD閣僚理事会の議論を紹介し、東南アジア諸国間での議論を促した。（28年度：東南アジア地域へのアウトリーチ強化（達成手段④））

29年度

閣僚理事会の成果文書において、日本が重視する①多角的貿易体制の維持・強化、②鉄鋼・造船の過剰生産能力問題への対応等、公平な競争条件の確保、③開かれ、誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を盛り込むことができたことは、これらの日本の優先課題の重要性を国際的に発信する上で大きな意味があった。また、さらなる国際的な議論・取組につなげるという意味で、我が国にとって有効な提言・結論が出るように議論を積極的に主導できたことは有益であった。

(29年度：OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的策画（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進）（達成手段②））。

また、東南アジア地域プログラムの推進に関しては、我が国の SEARP 共同議長としての残りの任期を最大限に活用し、30年3月に東京で SEARP 閣僚会合を主催し、「包摂的な ASEAN」という ASEAN にとっても OECD にとっても重要なテーマ設定を行い、ASEAN の閣僚との間で議論することで、OECD の取組に対する東南アジアの理解を高め、同地域の OECD への将来的な加盟への関心を喚起することができた。（29年度：東南アジア地域へのアウトリーチ強化（達成手段③））

OECD 事務局における専門職以上の日本人職員の割合は、4.38%と目標には届かなかったが、OECD 事務局人事部長やリクルートミッションの訪日の機会を利用して、関係府省庁との合同説明会や個別面談をアレンジしたほか、大学等におけるセミナーの広報支援を実施し、前年比6名増（0.02%増）となり、一定の前進があった。

【測定指標 4-4 APEC における諸活動への貢献】

28年度

28年の成果物として採択された首脳宣言やその附属書「FTAAPに関するリマ宣言」、「APEC サービス競争力ロードマップ」等の文書の作成、編集において、世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対して、あらゆる政策を総動員して対処すべきことや、保護主義に対して、「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進すること等、我が国の立場を積極的に発信し、これらをおおむね盛り込むことができた。我が国は APEC における議論において主導的な役割を果たしたと言え、これらの議論を我が国の成長に結びつける観点からも相当程度の成果が得られた。

28年の APEC 議長（ペルー）が掲げた優先課題のうち、「地域経済統合の推進と成長」に関して、①「海上連結性強化」、②「インフラ投資」、③「アジアとラテンアメリカの地域的バリューチェーン統合強化」を目的とした調査を実施し、他のエコノミーから評価及び歓迎され、それぞれ最終報告書を取りまとめ、同年の閣僚会議及び首脳会議において成果として取り上げられる等、APEC の各種施策を前進させる上で貢献した（①及び②は外務省が単独で、③は外務省とともに香港に本社を置くコンサルティング会社を委託企業として共同で実施）。（28年度：APEC を通じた経済関係の発展（達成手段⑤））

29年度

29年の成果物として採択された首脳宣言、その附属書「APEC 地域における経済的・金融的・社会的包摂の促進に関する行動アジェンダ」及び「デジタル時代における人材開発に関する APEC 枠組み」の文書の作成、編集において、世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対して、あらゆる政策を総動員して対処すべきことや、保護主義に対して、「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進すること等、我が国の立場を積極的に発信し、これらをおおむね盛り込むことができた。「アジア大洋州自由貿易圏（FTAAP）に関するリマ宣言」を実行するための行動計画等は、APEC がコンセンサス主義を採用し1エコノミーでも反対すれば合意形成をできない中で、FTAAP の将来的な実現に向けて議論すべき分野にエコノミー間で立場の差異があることもあり、採択に至らなかった。しかし、その課程で「デジタル貿易」に関する議論を含め、質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現に向け、議論を主導することができた。

また、各国首脳が一堂に会する首脳会議の機会を捉え、「生産性革命」や「人づくり革命」等の取組を紹介した。我が国は APEC における議論において主導的な役割を果たしたと言え、これらの議論を我が国の成長に結びつける観点からも相当程度の成果が得られた。（29年度：APEC を通じた経済関係の発展（達成手段④））

【測定指標 4-5 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催される OECD 理事会（最高意思決定機関）への参加回数】

28年度

OECD 理事会への着実な参加を通じて、28年の OECD 閣僚理事会の閣僚声明では、アベノミクスのキーワードでもある「成長と機会及び所得増加の好循環」の必要性が盛り込まれたほか、我が国が重視している東南アジア地域プログラムに関し、更なる取組の進展が歓迎されるなど、成果文書に我が国の考え方を反映するという観点から、効果が高かった。

28年 OECD 閣僚理事会に向けた閣僚声明の準備においては、日本は副議長国（副議長国を務めるのは10回目）として、その豊富な経験を活かして、議長国のチリ、他の副議長国でもあるフィンラン

ド及びハンガリー、並びに OECD 事務局と事前調整を行ったことで、OECD 理事会における議論においても、日本の考え方や立場を盛り込みつつ、閣僚声明に関する加盟国間の調整を行うことができた。
(28 年度：OECD における、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進) (達成手段③))

【測定指標 4-6 2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組】

29 年度

各国への働きかけについては、総理大臣を始め、外務大臣ほか各省の政務による各国要人への働きかけ、在外公館による各国政府への働きかけ、国会議員による外遊の際の働きかけ及び在京大使館への働きかけのみならず、地方自治体や経済界による働きかけ等、政官民オールジャパンで一丸となって重層的な働きかけを行うことで、各国の幅広い関係者に効果的にメッセージを伝達することができた。また、河野外務大臣からのハローキティやポケットモンスター、デザイナーのコシノジュンコ氏や文化人の千玄室氏等への誘致業務委嘱については、世界的に著名な文化人やキャラクターという日本のソフトパワーを活用しており、周知効果が高く、河野外務大臣のツイッターにおいても 9 万件以上のライクを得るなど、大阪万博誘致の認知を高める上で非常に効果的であった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

世界経済は、足下では回復基調にあるが、回復は完全ではなく、中期的には下方リスクが存在しており、景気が上向いている今こそ経済の基盤を確固たるものにしていくことが必要であり、このような経済情勢認識のもと、①日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場としての G7・G20、②「世界最大のシンクタンク」、国際経済の「ルール形成の場」と称される OECD 及び③各エコノミーの自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである APEC への積極的参画を引き続き行うとともに、④日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり、地域経済を活性化する「起爆剤」になることが期待される 2025 年の国際博覧会大阪誘致の実現に向け取り組んでいく必要がある。

- ① 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。そのような中、価値観を共有する主要先進国の集まりである G7 サミット及び外相会合に積極的に参加することは、我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で、必要不可欠である。また、参加国・地域の GDP 合計が 8 割を超え、先進主要国のみならず、新興国も多く参加する「国際経済協力の第一のフォーラム」とも呼ばれる G20 サミットを日本で開催し、国際的な議論を主導し、効果的なメッセージを発信することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で、非常に重要な機会である。ついては、両サミットを通じた国際社会の直面する様々な重要課題の政策協調に積極的に参加し貢献すると同時に地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作るとの施策目標を引き続き維持する。
- ② 客観的なデータ収集と分析を行い、「世界最大のシンクタンク」、国際経済の「ルール形成の場」とも称される OECD は、加盟先進国間の議論を通じて国際ルールを形成する機能を有しており、我が国としては、引き続き、OECD の活動への貢献と積極的な活用を通じて、外交上の利益を確保していく必要がある。特に、世界経済の成長センターである東南アジアが今後陥る可能性が指摘されている「中所得国の罟」等につき、OECD には知見が蓄積されており、アジアからの数少ない加盟国である我が国が OECD と東南アジアとの橋渡し役を担い、東南アジアの強固な経済成長を後押ししていくことは、我が国の対東南アジア外交を推進する上でも有効である。
- ③ APEC は、アジア太平洋地域の 21 のエコノミーが参加し、経済規模で世界全体の GDP の約 6 割、世界全体の貿易量の約 5 割、世界人口の約 4 割を占める重要な経済協力の枠組みである。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約 7 割、APEC の域内貿易依存度が約 7 割と、相互依存関係は極めて強い。新興国を中心に世界経済が不透明感を増す中、「世界の成長センター」たるアジアを含む同地域が安定的な成長を遂げるためには、今後、成長の「質」を高めていくことが重要である。このため、APEC 地域の各エコノミーとの経済協力の深化、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要がある。このような背景の下、今後とも APEC の枠組みを活用し、幅広い分野の協力に関し、年に数回開催される高級実務者会合での議論の積み重ねを通じ、年 1 回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成功に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

- ④ 国際博覧会の国内への誘致は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり、開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年国際博覧会の大阪誘致の実現にあたっては、博覧会国際事務局（BIE）メンバー国の過半数の支持獲得が必要であるため、30 年 11 月の選挙に向け、戦略的に BIE メンバー国に対し、オールジャパンで働きかけを行っていく必要がある。

【測定指標】

4-1 G7・G20 サミットにおける我が国の貢献

- 1 上記の施策の分析のとおり国際的な課題につき、G7 サミットという、自由、民主主義、人権などの基本的価値を共有する首脳が集結する場において、世界経済・貿易、政治・外交問題、気候変動・エネルギー、開発等国際社会の重要課題に対する我が国の立場を積極的に発信し、考え方を最大限成果文書に反映させることは引き続き重要であり、30 年度に行われる G7 シャルルボワ・サミットに向けて、我が国の立場をインプットしていく。
- 2 G20 サミットにおいては、我が国が議長国となる 31 年に向けて、30 年の議長国を含む参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。

4-2 EU との対話を通じた関係強化

日 EU・EPA については、早期大枠合意の必要性及び重要性について、28 年度中に実施された交渉会合を通じ認識を一致させることができたこと、及び、そうした認識について 29 年 2 月の岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との会談及び同年 3 月の日 EU 首脳会談において、閣僚及び首脳レベルでも確認することができたことから、日 EU 間でこのように形成された認識に基づき、EPA 交渉を推進し、署名・発効を実現するという点については、別の指標（経済連携の推進）において測定することとし、本指標については 28 年度をもって終了した。

4-3 OECD における我が国の貢献

上記の施策の分析のとおり、29 年度は、OECD 閣僚理事会において、日本にとって有益な提言・結論が出せるよう議論を積極的に主導する、東南アジア地域プログラム（SEARP）閣僚会合を主催する等日本の共同議長任期を最大限活用し SEARP を推進するとの目標は妥当であった。

OECD 閣僚理事会は、年に一度開催される OECD の最も重要な会合であることから、30 年度も引き続き、同閣僚理事会において日本の主張を反映させるべく積極的に議論を主導していく。

また、OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、引き続き、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。

OECD における日本人職員の採用拡大に関しては、OECD の全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合について、日本人職員の採用拡大は、引き続き重要課題であるところ、30 年度も取り組んでいく。

4-4 APEC における諸活動への貢献

上記の施策の分析のとおり、29 年度は、一部目標達成に至らなかった部分もあったが、引き続き、我が国の関心事項（質の高いインフラ、保護主義への対抗等）が成果文書において記載されることを追求するとともに、FTAAP の将来的な実現に向け、特に「デジタル貿易」の分野で議論を主導し、また、議長が設定した優先課題に則したプロジェクトを 10 件以上実施すること等を通じて議長のイニシアティブ発揮に貢献する。

4-5 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月 1 回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)への参加回数

OECD 理事会が臨時に開催されることもあり、回数が増える場合もあり、単純に参加回数の多寡によって我が国の考え方の反映状況の達成度合いを測ることは難しいと考え、28 年度で設定を終了した。

4-6 2025 年国際博覧会の大阪誘致に向けた取組

30 年 2 月にフランスが立候補を撤回することとなったが、アゼルバイジャン及びロシアも誘致活動を活発化してきており、さらに厳しい選挙戦となっている。引き続き、30 年 11 月に予定される開催地決定選挙に向け各国の支持取付けに向け取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 国際的ルール作りと政策協調の推進
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kokusai_rule.html)
 - 国際博覧会（万博）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hakurankai/banpaku/index.html>)
 - G7タオルミーナ・サミット（結果）（平成29年5月27日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_003024.html)
 - G7ルッカ外相会合（平成29年4月11日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/page4_002921.html)
 - G20ハンブルク・サミット（平成29年7月7日～8日）（平成29年7月9日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page2_000143.html)
 - 日EU経済連携協定（EPA）交渉
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html)
 - APEC2016（平成28年11月20日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page25_000274.html)
 - APEC2017（平成29年11月11日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page25_000625.html)
- ・ 平成30年版外交青書（外交青書2018）
 - 第3章第3節各論1（2）国際機関における取組（WTO, OECD等）
- ・ 「我が国の経済外交2018」（外務省経済局著（2018年）日本経済評論社）
 - 第3章第1節 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング
 - 第3章第1節 2-2 経済協力開発機構（OECD）

